

報道関係資料

- 1 福岡及び九州・沖縄地域の雇用情勢（令和5年11月分）
- 2 令和5年 高年齢者雇用状況等報告の集計結果（福岡）
～65歳以上定年企業及び70歳まで働ける企業が増加～
- 3 令和5年 障害者雇用状況の集計結果（福岡）
～民間企業の実雇用率は過去最高～

報道関係者 各位

令和5年12月26日

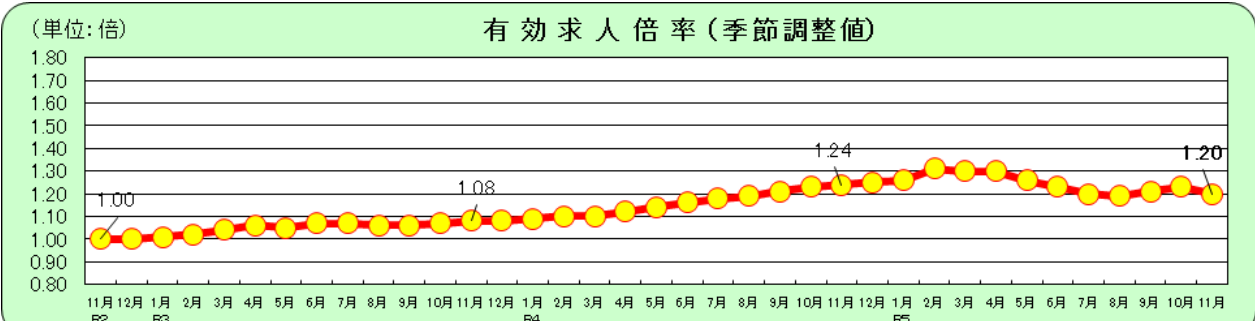
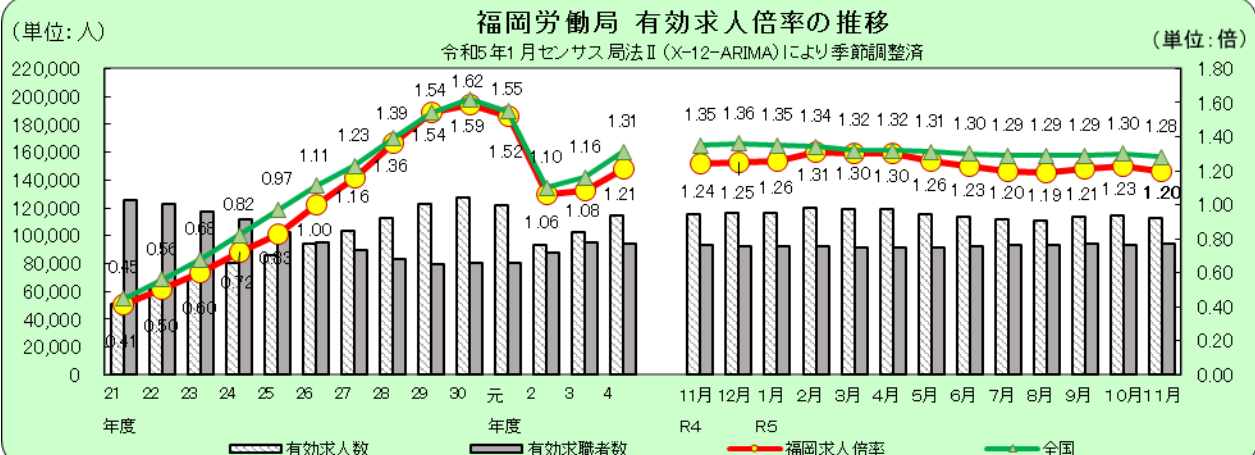
【照会先】職業安定部 職業安定課
課長 岡村 克則
地方労働市場情報官 篠原 直樹
(直通電話)092 (434) 9801

雇用情勢（令和5年11月分）について

概要

■現下の雇用情勢は、改善しているものの、求人が減少した産業があるなど物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。

- ・有効求人倍率（受理地別・季節調整値）は1.20倍で、前月を0.03ポイント下回った。
有効求人数（季節調整値）は前月に比べ1.6%減少した。
有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ0.4%増加した。
- ・新規求人倍率（受理地別・季節調整値）は2.28倍で、前月を0.07ポイント上回った。
新規求人数（季節調整値）は前月に比べ0.2%減少した。
新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ3.1%減少した。
- ・新規求人数（原数値）は対前年同月比4.1%減と、3か月連続で減少した。
- ・新規求職者数（原数値）は対前年同月比6.1%減と、2か月ぶりに減少した。



有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5年度	1.30	1.26	1.23	1.20	1.19	1.21	1.23	1.20				
4年度	1.12	1.14	1.16	1.18	1.19	1.21	1.23	1.24	1.25	1.26	1.31	1.30
3年度	1.06	1.05	1.07	1.07	1.06	1.06	1.07	1.08	1.08	1.09	1.10	1.10
2年度	1.27	1.17	1.11	1.07	1.02	0.99	1.00	1.00	1.00	1.01	1.02	1.04

1.数値は季節調整値である。なお、令和4年12月以前の数値は令和5年1月分公表時に新季節調整値に改定している。

2.新規学卒を除き、パートタイムを含む。

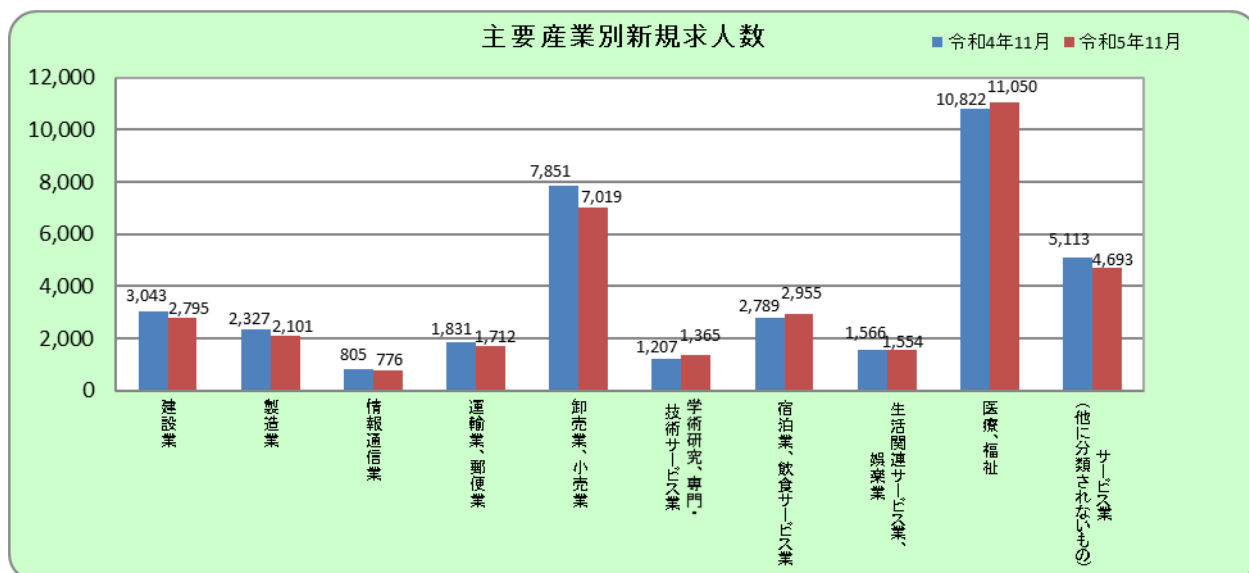
注) 本公表資料における有効求人倍率、新規求人倍率、有効求人数及び新規求人数は、本局管内のハローワークが受理した求人数（受理地別求人数）により算出したものである。

注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

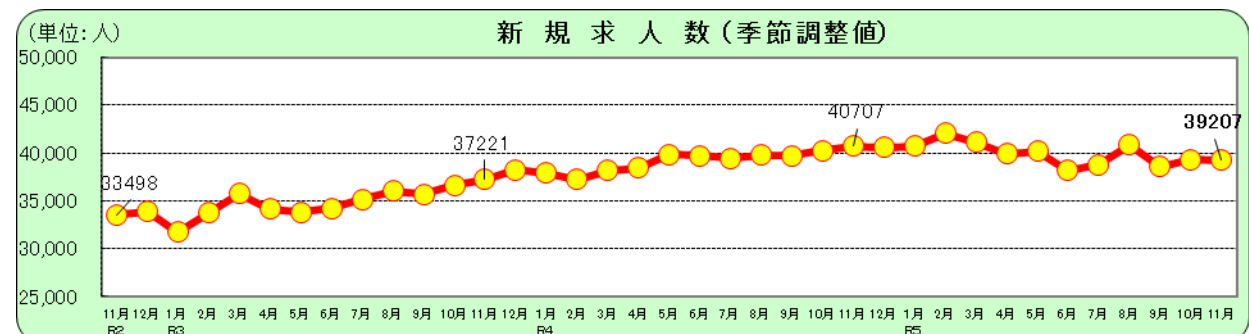
1 新規求人数の動向（原数値）【表1、表2、表6】

- 新規求人数は38,299人で対前年同月比4.1%減と3か月連続で前年同月を下回った。
- 産業別（対前年同月比）にみると、増加した業種は、宿泊業、飲食サービス業が5か月連続、医療、福祉が4か月連続、学術研究、専門・技術サービス業が3か月連続で増加となった。
減少した業種では、建設業、情報通信業、卸売業、小売業及び生活関連サービス業、娯楽業が3か月連続、運輸業、郵便業及びサービス業（他に分類されないもの）が2か月連続、製造業及び金融業、保険業が2か月ぶり、不動産業、物品賃貸業が5か月ぶり減少となった。
- 事業所規模別（前年同月比）にみると、300～499人、1,000人以上の規模で増加したが、4人以下、5～29人、30～99人、100～299人及び500～999人の規模で及び減少した。（P6）

建設業	(▲ 8.1 %)	製造業	(▲ 9.7 %)
情報通信業	(▲ 3.6 %)	運輸業、郵便業	(▲ 6.5 %)
卸売業、小売業	(▲ 10.6 %)	金融業、保険業	(▲ 19.4 %)
不動産業、物品賃貸業	(▲ 5.8 %)	学術研究、専門・技術サービス業	(13.1 %)
宿泊業、飲食サービス業	(6.0 %)	生活関連サービス業、娯楽業	(▲ 0.8 %)
医療、福祉	(2.1 %)	サービス業（他に分類されないもの）	(▲ 8.2 %)



＜参考＞ ■ 新規求人数（季節調整値）の推移



有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5年度	39,871	40,157	38,193	38,792	40,845	38,558	39,303	39,207				
4年度	38,433	39,857	39,682	39,441	39,770	39,726	40,259	40,707	40,569	40,735	42,036	41,102
3年度	34,108	33,813	34,224	35,112	36,022	35,687	36,642	37,221	38,209	37,902	37,222	38,140
2年度	29,636	32,087	33,505	32,180	32,536	32,588	33,003	33,498	33,877	31,699	33,754	35,738

※ 新規学卒を除き、パートタイムを含む。 ※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）。令和4年12月以前の数値は令和5年1月分公表時に新季節調整値に改定している。

2 新規求職者の動向（原数値）【表1、表3、表4、表6】

○ 新規求職者（パートを含む）は14,865人で、対前年同月比6.1%減と、2か月ぶりに前年同月を下回った。

なお、男性求職者は対前年同月比5.8%減少し、女性求職者は同6.1%減少した。

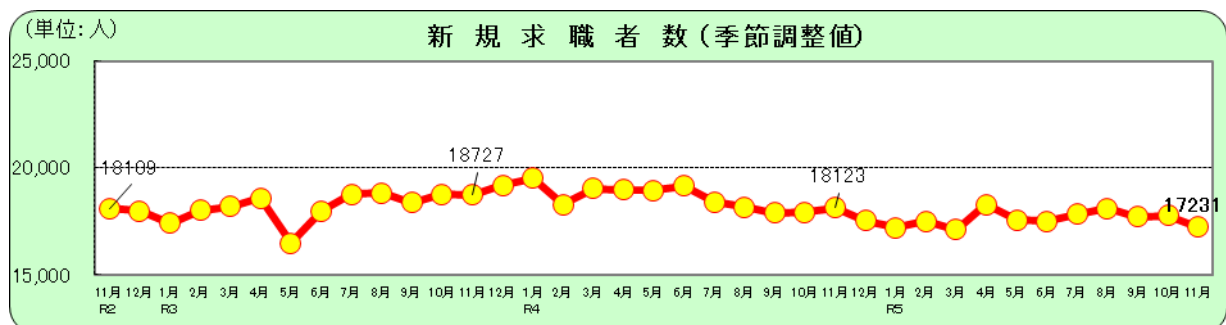
○ 新規常用求職者（パートを含む）を状態別でみると、離職者は対前年同月比6.0%減（3か月ぶり）、うち事業主都合は同10.3%減（2か月ぶり）、自己都合は同4.6%減（3か月ぶり）となり、在職者は同6.3%減（17か月連続）、無業者は同4.7%減（14か月連続）となった。

なお、年齢別では、54歳以下の年齢層で減少したが、55歳以上の年齢層では増加した。（P7）

新規常用求職者の推移（パートを含む）

	求職者数 (合計)	前年同月比	就業・不就業の状態別									
			在職者		離職者					無業者		
			前年同月比		前年同月比	うち事業主都合	前年同月比	うち自己都合	前年同月比		前年同月比	
元年度計	223,840	▲ 2.8	56,119	▲ 7.2	148,010	0.3	36,306	1.3	103,007	▲ 0.1	19,711	▲ 11.3
2年度計	215,439	▲ 3.8	49,867	▲ 11.1	148,683	0.5	43,408	19.6	97,005	▲ 5.8	16,889	▲ 14.3
3年度計	221,747	2.9	57,762	15.8	144,686	▲ 2.7	35,214	▲ 18.9	99,796	2.9	19,299	14.3
4年度計	217,324	▲ 2.0	54,058	▲ 6.4	143,511	▲ 0.8	32,881	▲ 6.6	101,634	1.8	19,755	2.4
4年 11月	15,771	▲ 3.1	4,073	▲ 6.9	10,294	▲ 1.4	2,285	▲ 4.4	7,423	0.6	1,404	▲ 3.7
12月	12,872	▲ 10.0	3,782	▲ 13.6	8,037	▲ 8.3	1,773	▲ 13.2	5,812	▲ 6.5	1,053	▲ 8.8
5年 1月	18,233	▲ 10.3	4,881	▲ 19.7	11,911	▲ 6.2	2,439	▲ 11.4	8,823	▲ 3.5	1,441	▲ 6.9
2月	17,986	▲ 1.8	5,363	▲ 11.1	11,068	3.4	2,223	0.9	8,181	4.8	1,555	▲ 1.2
3月	18,955	▲ 8.7	5,342	▲ 13.9	11,762	▲ 3.7	2,448	▲ 3.3	8,608	▲ 3.2	1,851	▲ 20.5
4月	24,449	▲ 5.6	3,928	▲ 12.5	18,643	▲ 3.5	5,465	▲ 6.5	11,606	▲ 1.9	1,878	▲ 10.5
5月	19,311	▲ 4.0	4,112	▲ 9.1	13,487	▲ 0.3	3,327	▲ 0.1	9,324	0.6	1,712	▲ 17.5
6月	17,434	▲ 8.0	4,215	▲ 13.1	11,659	▲ 4.0	2,535	▲ 2.1	8,475	▲ 3.6	1,560	▲ 19.5
7月	16,012	▲ 2.9	3,609	▲ 11.4	10,974	0.1	2,610	2.0	7,802	0.1	1,429	▲ 2.5
8月	16,912	▲ 3.0	4,135	▲ 4.5	11,220	▲ 1.9	2,342	2.2	8,286	▲ 1.9	1,557	▲ 6.5
9月	16,878	▲ 1.5	4,036	▲ 5.3	11,281	0.5	2,213	▲ 3.1	8,457	1.6	1,561	▲ 5.8
10月	17,900	2.5	4,081	▲ 0.2	12,283	3.9	2,858	1.7	8,741	5.0	1,536	▲ 1.1
11月	14,827	▲ 6.0	3,817	▲ 6.3	9,672	▲ 6.0	2,050	▲ 10.3	7,083	▲ 4.6	1,338	▲ 4.7

《参考》■新規求職者数（季節調整値）の推移

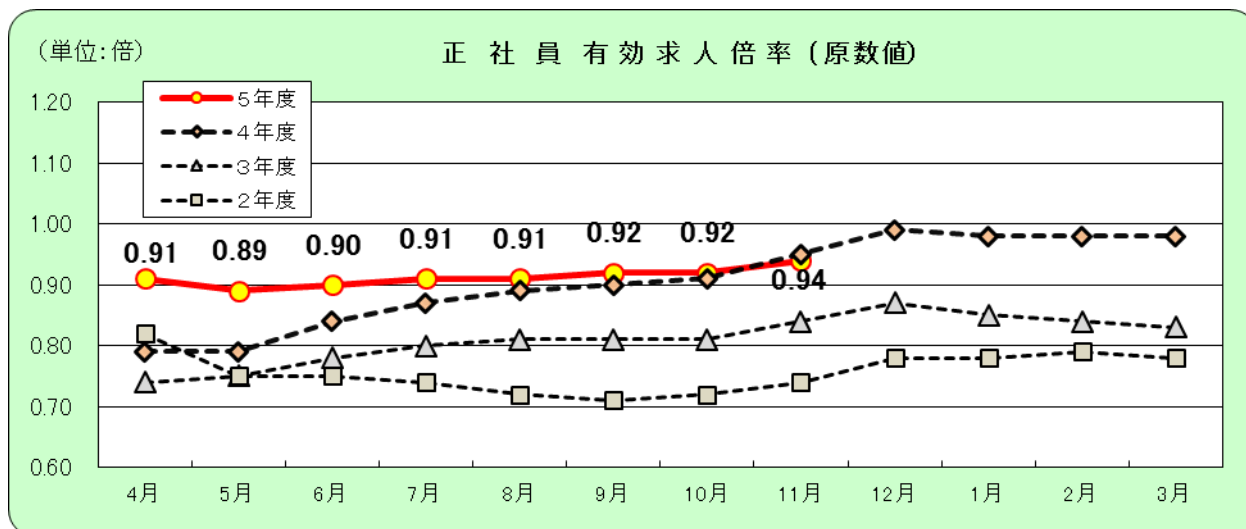


有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5年度	18,295	17,553	17,491	17,823	18,106	17,717	17,775	17,231				
4年度	18,982	18,936	19,172	18,412	18,153	17,895	17,936	18,123	17,545	17,205	17,491	17,098
3年度	18,574	16,490	17,996	18,769	18,822	18,375	18,759	18,727	19,173	19,529	18,282	19,033
2年度	16,298	17,129	19,829	18,906	18,318	17,359	18,627	18,109	17,995	17,406	18,008	18,202

※：新規学卒を除き、パートタイムを含む。 ※季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）。令和4年12月以前の数値は令和5年1月分公表時に新季節調整値に改定している。

3 正社員有効求人倍率の動向（原数値）【表5】

○ 正社員有効求人倍率は0.94倍となり、前年同月を0.01ポイント下回った。



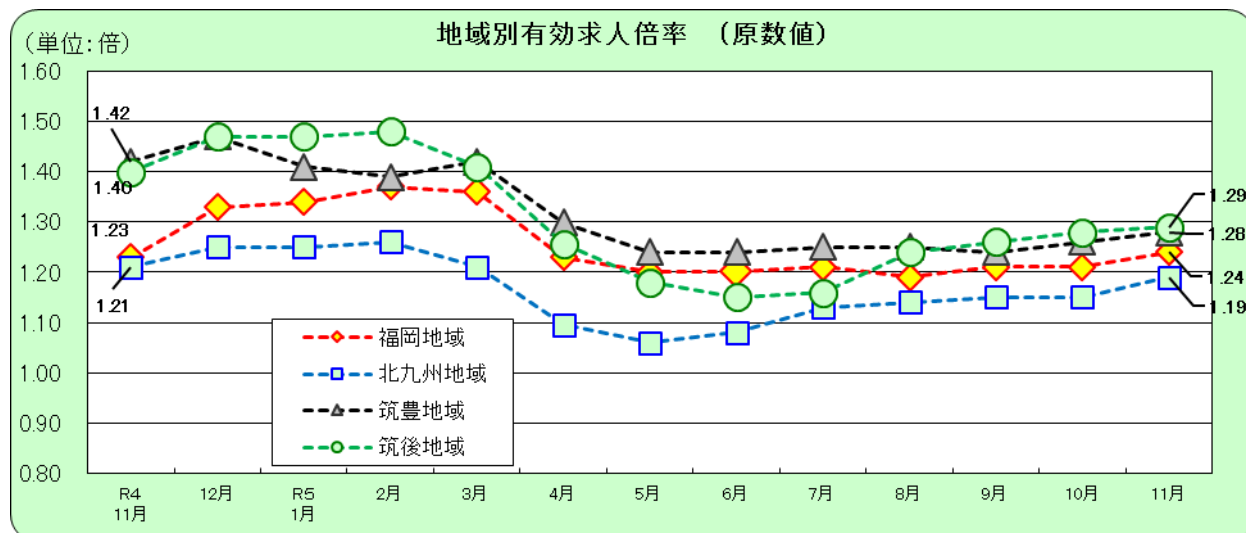
正社員有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5年度	0.91	0.89	0.90	0.91	0.91	0.92	0.92	0.94				
4年度	0.79	0.79	0.84	0.87	0.89	0.90	0.91	0.95	0.99	0.98	0.98	0.98
3年度	0.74	0.75	0.78	0.80	0.81	0.81	0.81	0.84	0.87	0.85	0.84	0.83
2年度	0.82	0.75	0.75	0.74	0.72	0.71	0.72	0.74	0.78	0.78	0.79	0.78

数値は原数値である。

注) 正社員の有効求人倍率は、正社員の月間有効求人数を、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

4 地域別有効求人倍率の動向(原数値)【表6】

○ 有効求人倍率を地域別にみると、福岡地域は1.24倍で0.01ポイント前年同月を上回ったが、北九州地域は1.19倍で0.02ポイント、筑豊地域は、1.28倍で0.14ポイント、筑後地域は1.29倍で0.11ポイント前年同月を下回った。



地域別有効求人倍率	R4 11月	12月	R5 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
福岡地域	1.23	1.33	1.34	1.37	1.36	1.23	1.20	1.20	1.21	1.19	1.21	1.21	1.24
北九州地域	1.21	1.25	1.25	1.26	1.21	1.10	1.06	1.08	1.13	1.14	1.15	1.15	1.19
筑豊地域	1.42	1.47	1.41	1.39	1.42	1.30	1.24	1.24	1.25	1.25	1.24	1.26	1.28
筑後地域	1.40	1.47	1.47	1.48	1.41	1.26	1.18	1.15	1.16	1.24	1.26	1.28	1.29

数値は原数値である。

表 1 一般職業紹介状況

令和5年11月

		5年 11月	5年 10月	4年 11月	対前月 増減率、差 (%、ポイント)	原数値 対前年同月 増減率、差 (%、ポイント)	季節調整値 対前月 増減率、差 (%、ポイント)
全 数	1 月間有効求職者数(人)	93,771 91,258	93,365 94,196	92,949 91,000	▲ 3.1	0.3	0.4
	2 新規求職申込件数(件)	17,231 14,865	17,775 17,949	18,123 15,826	▲ 17.2	▲ 6.1	▲ 3.1
	3 月間有効求人数 (人)	112,781 113,221	114,662 114,398	115,611 115,580	▲ 1.0	▲ 2.0	▲ 1.6
	4 新規求人数 (人)	39,207 38,293	39,303 40,557	40,707 39,944	▲ 5.6	▲ 4.1	▲ 0.2
	5 就職件数 (件)	4,068	4,342	4,076	▲ 6.3	▲ 0.2	—
	6 有効求人倍率(受理地別)(倍)	1.20	1.23	1.24	—	—	▲0.03
	7 新規求人倍率(受理地別)(倍)	2.28	2.21	2.25	—	—	0.07
フ ル タ イ ム	1 月間有効求職者数(人)	56,758	58,693	56,662	▲ 3.3	0.2	
	2 新規求職申込件数(件)	9,670	11,602	10,266	▲ 16.7	▲ 5.8	
	3 月間有効求人数 (人)	69,003	69,233	69,676	▲ 0.3	▲ 1.0	
	4 新規求人数 (人)	22,927	24,394	22,856	▲ 6.0	0.3	
	5 就職件数 (件)	2,282	2,479	2,311	▲ 7.9	▲ 1.3	
	6 有効求人倍率(受理地別)(倍)	1.22	1.18	1.23	0.04	▲0.01	
	7 新規求人倍率(受理地別)(倍)	2.37	2.10	2.23	0.27	0.14	
パ ー ト	1 月間有効求職者数(人)	34,500	35,503	34,338	▲ 2.8	0.5	
	2 新規求職申込件数(件)	5,195	6,347	5,560	▲ 18.2	▲ 6.6	
	3 月間有効求人数 (人)	44,218	45,165	45,904	▲ 2.1	▲ 3.7	
	4 新規求人数 (人)	15,366	16,163	17,088	▲ 4.9	▲ 10.1	
	5 就職件数 (件)	1,786	1,863	1,765	▲ 4.1	1.2	
	6 有効求人倍率(受理地別)(倍)	1.28	1.27	1.34	0.01	▲0.06	
	7 新規求人倍率(受理地別)(倍)	2.96	2.55	3.07	0.41	▲0.11	

(注) 新規学卒を除きパートタイムを含む原数値。

ただし「全数」の1～4欄上段及び6、7欄は季節調整値

季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。(令和5年1月分公表時に新季節調整値に改定している。)

表2 産業別、規模別一般新規求人状況

令和5年11月

	全 数	パート除く	パートタイム	対 前 年 増 減 率 (%)		
				全 数	パート除く	パートタイム
合 計	38,293	22,927	15,366	▲ 4.1	0.3	▲ 10.1
A、B 農林漁業	105	30	75	1.0	▲ 36.2	31.6
C 鉱業、採石業、砂利採取業	8	8	0	▲ 42.9	▲ 42.9	—
(052 石炭・亜炭鉱業)	0	0	0	—	—	—
D 建設業	2,795	2,626	169	▲ 8.1	▲ 8.7	1.2
(06 総合工事業)	1,282	1,210	72	▲ 4.7	▲ 2.7	▲ 28.7
E 製造業	2,101	1,600	501	▲ 9.7	▲ 10.8	▲ 6.2
09 食料品製造業	523	275	248	▲ 14.8	▲ 21.0	▲ 6.8
10 飲料・たばこ・飼料製造業	44	33	11	▲ 4.3	6.5	▲ 26.7
11 繊維工業	45	19	26	▲ 21.1	▲ 45.7	18.2
12 木材・木製品製造業	19	15	4	▲ 13.6	▲ 21.1	33.3
13 家具・装備品製造業	49	43	6	▲ 19.7	▲ 20.4	▲ 14.3
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	43	30	13	48.3	172.7	▲ 27.8
15 印刷・同関連業	40	25	15	2.6	▲ 19.4	87.5
16 化学工業	76	65	11	▲ 47.2	▲ 50.0	▲ 21.4
17 石油製品・石炭製品製造業	23	22	1	21.1	22.2	0.0
18 プラスチック製品製造業	78	59	19	▲ 29.7	▲ 32.2	▲ 20.8
19 ゴム製品製造業	14	11	3	▲ 65.9	▲ 73.2	—
21 窯業・土石製品製造業	101	89	12	▲ 2.9	▲ 12.7	500.0
22 鉄鋼業	71	63	8	▲ 7.8	▲ 7.4	▲ 11.1
23 非鉄金属製造業	21	15	6	75.0	25.0	—
24 金属製品製造業	305	281	24	▲ 0.3	1.4	▲ 17.2
25 はん用機械器具製造業	170	145	25	▲ 5.6	▲ 4.6	▲ 10.7
26 生産用機械器具製造業	92	76	16	27.8	8.6	700.0
27 業務用機械器具製造業	10	6	4	▲ 56.5	▲ 71.4	100.0
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	34	30	4	36.0	50.0	▲ 20.0
29 電気機械器具製造業	127	105	22	▲ 10.6	▲ 0.9	▲ 38.9
30 情報通信機械器具製造業	0	0	0	▲ 100.0	▲ 100.0	▲ 100.0
28,30 ハードウェア製造関係	34	30	4	3.0	20.0	▲ 50.0
31 輸送用機械器具製造業	186	173	13	23.2	37.3	▲ 48.0
(311 自動車・同附属品)	146	137	9	13.2	28.0	▲ 59.1
(313 船舶製造・修理業、舶用機関)	11	11	0	▲ 15.4	▲ 8.3	▲ 100.0
(273,274,275,323 精密機械器具等)	10	6	4	▲ 56.5	▲ 71.4	100.0
(275 光学機械器具・レンズ)	0	0	0	—	—	—
(323 時計・同部分品)	0	0	0	—	—	—
20,32 その他の製造業	30	20	10	▲ 31.8	▲ 31.0	▲ 33.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	27	25	2	▲ 52.6	▲ 55.4	100.0
G 情報通信業	776	694	82	▲ 3.6	▲ 1.1	▲ 20.4
(39 情報サービス業)	656	594	62	▲ 9.6	▲ 8.0	▲ 22.5
H 運輸業、郵便業	1,712	1,410	302	▲ 6.5	0.1	▲ 28.4
I 卸売業、小売業	7,019	3,446	3,573	▲ 10.6	1.2	▲ 19.6
(50～55 卸売業)	1,378	972	406	▲ 0.5	5.2	▲ 11.9
(56～61 小売業)	5,641	2,474	3,167	▲ 12.8	▲ 0.3	▲ 20.5
(56 各種商品小売業)	1,584	46	1,538	▲ 26.0	130.0	▲ 27.5
J 金融業、保険業	104	77	27	▲ 19.4	60.4	▲ 66.7
K 不動産業、物品賃貸業	639	433	206	▲ 5.8	▲ 3.3	▲ 10.4
(70 物品賃貸業)	225	163	62	0.4	10.9	▲ 19.5
L 学術研究、専門・技術サービス業	1,365	945	420	13.1	9.5	22.1
(73 広告業)	59	46	13	▲ 47.3	▲ 17.9	▲ 76.8
M 宿泊業、飲食サービス業	2,955	935	2,020	6.0	34.0	▲ 3.4
(75 宿泊業)	252	79	173	▲ 1.9	▲ 10.2	2.4
(76 飲食店)	2,138	828	1,310	6.3	45.0	▲ 9.1
N 生活関連サービス業、娯楽業	1,554	764	790	▲ 0.8	▲ 4.0	2.6
O 教育、学習支援業	601	308	293	▲ 22.4	▲ 10.7	▲ 31.7
P 医療、福祉	11,050	6,485	4,565	2.1	3.9	▲ 0.3
(83 医療業)	4,063	2,588	1,475	▲ 2.3	▲ 3.4	▲ 0.3
(85 社会保険・社会福祉・介護事業)	6,954	3,878	3,076	4.9	9.3	▲ 0.1
Q 複合サービス事業	241	130	111	24.2	52.9	1.8
R サービス業(他に分類されないもの)	4,693	2,863	1,830	▲ 8.2	▲ 1.1	▲ 17.5
S、T 公務・その他	548	148	400	▲ 14.4	9.6	▲ 20.8
事業規模						
4人以下	6,744	3,703	3,041	▲ 6.3	▲ 9.0	▲ 2.9
5～29	18,938	11,612	7,326	▲ 2.7	5.4	▲ 13.3
30～99	8,105	5,081	3,024	▲ 1.7	▲ 2.7	▲ 0.1
100～299	3,384	1,864	1,520	▲ 14.8	0.8	▲ 28.4
300～499	605	389	216	9.2	▲ 0.3	31.7
500～999	231	139	92	▲ 21.4	▲ 33.5	8.2
1000人以上	286	139	147	36.2	35.0	37.4

表 3 一般求職者内訳

	5年11月	5年10月	4年11月	対前年同月 増減率 (%、ポイント)
新規求職者	※ 14,865	※ 17,949	※ 15,826	▲ 6.1
男	6,335	7,796	6,724	▲ 5.8
女	8,518	10,133	9,073	▲ 6.1
うち受給者	4,689	6,169	5,101	▲ 8.1
有効求職者	※ 91,258	※ 94,196	※ 91,000	0.3
男	41,067	41,969	40,761	0.8
女	50,055	52,082	50,046	0.0
うち受給者	35,643	37,762	35,546	0.3

※ 求職申込時に性別登録がなかった者を含むため、男女計と一致しない。

表 4 年齢別常用新規・有効の求職状況

	5年11月	5年10月	4年11月	対前年同月 増減率 (%、ポイント)
新規求人	33,597	36,164	34,350	▲ 2.2
新規求職	14,827	17,900	15,771	▲ 6.0
29歳以下	2,827	3,258	2,960	▲ 4.5
30～44歳	3,912	4,758	4,535	▲ 13.7
45～54歳	2,922	3,649	3,168	▲ 7.8
55歳以上	5,166	6,235	5,108	1.1
新規求人倍率（受理地別）	2.27	2.02	2.18	0.09
有効求人	100,683	101,668	101,552	▲ 0.9
有効求職	91,044	93,974	90,733	0.3
29歳以下	17,122	17,692	17,263	▲ 0.8
30～44歳	25,309	26,464	26,022	▲ 2.7
45～54歳	18,630	19,326	18,809	▲ 1.0
55歳以上	29,983	30,492	28,639	4.7
有効求人倍率（受理地別）	1.11	1.08	1.12	▲0.01

（注）新規学卒を除きパートタイムを含む。（原数値）

表 5 雇用形態別常用職業紹介状況

令和5年11月

		5年11月	5年10月	4年11月	対前年同月 増減率 (%、ポイント)
パート タイムを 除く 常用	1 月間有効求職者数 (人)	56,708	58,632	56,573	0.2
	2 新規求職申込件数 (件)	9,662	11,590	10,245	▲ 5.7
	3 月間有効求人数 (人)	65,640	65,949	65,487	0.2
	4 新規求人数 (人)	21,629	23,231	21,507	0.6
	5 就職件数 (件)	2,197	2,377	2,218	▲ 0.9
	6 充足数 (件)	2,256	2,432	2,261	▲ 0.2
	7 有効求人倍率(受理地別)(3/1)(倍)	1.16	1.12	1.16	0.00
	8 新規求人倍率(受理地別)(4/2)(倍)	2.24	2.00	2.10	0.14
	9 就職率(5/2×100) (%)	22.7	20.5	21.6	1.1
	10 充足率(6/4×100) (%)	10.4	10.5	10.5	▲ 0.1
正 社 員	11 月間有効求人数 (人)	53,556	53,847	53,525	0.1
	12 新規求人数 (人)	17,584	19,043	17,607	▲ 0.1
	13 就職件数 (件)	1,824	1,965	1,853	▲ 1.6
	14 充足数 (件)	1,851	1,996	1,878	▲ 1.4
	15 有効求人倍率(受理地別)(11/1)(倍)	0.94	0.92	0.95	▲0.01
	16 充足率(14/12×100)(%)	10.5	10.5	10.7	▲ 0.2
常用 的 パート タイム	17 月間有効求職者数 (人)	34,336	35,342	34,160	0.5
	18 新規求職申込件数 (件)	5,165	6,310	5,526	▲ 6.5
	19 月間有効求人数 (人)	35,043	35,719	36,065	▲ 2.8
	20 新規求人数 (人)	11,968	12,933	12,843	▲ 6.8
	21 就職件数 (件)	1,618	1,696	1,571	3.0
	22 充足数 (件)	1,661	1,734	1,611	3.1
	23 有効求人倍率(受理地別)(19/17)(倍)	1.02	1.01	1.06	▲0.04
	24 新規求人倍率(受理地別)(20/18)(倍)	2.32	2.05	2.32	0.00
	25 就職率(21/18×100) (%)	31.3	26.9	28.4	2.9
	26 充足率(22/20×100) (%)	13.9	13.4	12.5	1.4

(注)1. 新規学卒者を除き原数値。

2. 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているがパートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

表6 雇用失業情勢主要指標（福岡県）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度					令和5年度							
						11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
有効求人倍率 (受理地別)	全国	1.55 ▲ 0.07	1.10 ▲ 0.45	1.16 0.06	1.31 0.15	1.35 0.01	1.36 0.01	1.35 ▲ 0.01	1.34 ▲ 0.01	1.32 ▲ 0.02	1.32 0.00	1.31 ▲ 0.01	1.30 ▲ 0.01	1.29 ▲ 0.01	1.29 0.00	1.29 0.00	1.30 0.01	1.28 ▲ 0.02
	福岡県	1.52 ▲ 0.07	1.06 ▲ 0.46	1.08 0.02	1.21 0.13	1.24 0.01	1.25 0.01	1.26 0.01	1.31 0.05	1.30 ▲ 0.01	1.30 0.00	1.26 ▲ 0.04	1.23 ▲ 0.03	1.20 ▲ 0.03	1.19 ▲ 0.01	1.21 0.02	1.23 0.02	1.20 ▲ 0.03
	福岡	1.67 ▲ 0.08	1.08 ▲ 0.59	1.07 ▲ 0.01	1.19 0.12	1.23 0.14	1.33 0.17	1.34 0.17	1.37 0.22	1.36 0.28	1.23 0.24	1.20 0.19	1.20 0.12	1.21 0.07	1.19 0.03	1.21 0.04	1.21 0.02	1.24 0.01
	北九州	1.37 ▲ 0.07	1.00 ▲ 0.37	1.04 0.04	1.15 0.11	1.21 0.14	1.25 0.14	1.25 0.16	1.26 0.18	1.21 0.11	1.10 0.07	1.06 0.04	1.08 0.01	1.13 0.02	1.14 0.00	1.15 ▲ 0.01	1.15 ▲ 0.03	1.19 ▲ 0.02
	筑豊	1.26 ▲ 0.02	1.04 ▲ 0.22	1.09 0.05	1.28 0.19	1.42 0.26	1.47 0.27	1.41 0.25	1.39 0.22	1.42 0.23	1.30 0.20	1.24 0.17	1.24 0.11	1.25 0.06	1.25 ▲ 0.04	1.24 ▲ 0.07	1.26 ▲ 0.09	1.28 ▲ 0.14
	筑後	1.42 ▲ 0.06	1.09 ▲ 0.33	1.15 0.06	1.34 0.19	1.40 0.21	1.47 0.25	1.47 0.23	1.48 0.22	1.41 0.12	1.26 0.05	1.18 ▲ 0.01	1.15 ▲ 0.09	1.16 ▲ 0.13	1.24 ▲ 0.10	1.26 ▲ 0.08	1.28 ▲ 0.06	1.29 ▲ 0.11
	新規求人倍率 (受理地別)	2.35 ▲ 0.07	1.90 ▲ 0.45	2.08 0.18	2.30 0.22	2.38 0.05	2.38 0.00	2.38 0.00	2.32 ▲ 0.06	2.29 ▲ 0.03	2.23 ▲ 0.06	2.36 0.13	2.32 ▲ 0.04	2.27 ▲ 0.05	2.33 0.06	2.22 ▲ 0.11	2.24 0.02	2.26 0.02
有効求人数		121,931 ▲ 4.2	93,284 ▲ 23.5	102,173 9.5	114,758 12.3	115,580 10.8	115,423 10.1	116,839 8.7	120,827 11.9	123,128 11.6	117,379 9.0	114,525 5.0	113,906 0.7	111,513 ▲ 1.0	111,865 ▲ 2.2	112,655 ▲ 0.9	114,398 ▲ 0.3	113,221 ▲ 2.0
新規求人数		499,861 ▲ 6.2	394,204 ▲ 21.1	432,818 9.8	482,377 11.5	39,944 11.5	39,366 8.1	41,529 5.3	43,335 17.3	43,317 8.5	38,236 2.1	39,314 4.5	41,210 ▲ 3.2	36,825 ▲ 3.3	39,313 1.8	39,198 ▲ 0.7	40,557 ▲ 1.2	38,293 ▲ 4.1
有効求職者数		80,140 0.2	88,133 10.0	94,982 7.8	94,492 ▲ 0.5	91,000 ▲ 3.5	85,678 ▲ 5.2	86,746 ▲ 6.0	88,687 ▲ 5.4	92,053 ▲ 6.1	96,984 ▲ 5.9	98,323 ▲ 5.7	97,657 ▲ 4.4	94,004 ▲ 3.0	93,670 ▲ 1.9	93,525 ▲ 0.7	94,196 0.5	91,258 0.3
新規求職者数		224,296 ▲ 2.7	216,236 ▲ 3.6	222,581 2.9	218,099 ▲ 2.0	15,826 ▲ 3.2	12,918 ▲ 10.0	18,301 ▲ 10.3	18,026 ▲ 1.9	19,022 ▲ 8.8	24,513 ▲ 5.8	19,371 ▲ 4.1	17,474 ▲ 8.1	16,055 ▲ 3.0	16,945 ▲ 3.1	16,918 ▲ 1.6	17,949 2.5	14,865 ▲ 6.1
就職件数		64,443 ▲ 9.2	53,164 ▲ 17.5	54,330 2.2	52,223 ▲ 3.9	4,076 ▲ 9.5	3,585 ▲ 8.8	3,387 ▲ 8.5	4,438 ▲ 0.4	5,576 ▲ 3.2	4,585 ▲ 3.4	4,619 ▲ 0.1	4,587 ▲ 7.6	3,925 ▲ 6.6	3,912 ▲ 2.2	4,345 0.8	4,342 0.6	4,068 ▲ 0.2
雇用保険適用事業所数		92,993 0.9	94,731 1.9	96,818 2.2	98,436 1.7	98,413 1.5	98,576 1.6	98,719 1.6	98,861 1.5	98,867 1.2	98,970 1.1	99,197 1.1	99,290 1.0	99,395 0.9	99,513 1.0	98,966 0.9	99,238 1.0	99,376 1.0
雇用保険被保険者数		1,749,147 1.7	1,769,489 1.2	1,774,518 0.3	1,772,163 ▲ 0.1	1,773,039 ▲ 0.2	1,774,105 ▲ 0.1	1,765,651 ▲ 0.2	1,764,381 ▲ 0.1	1,763,213 ▲ 0.2	1,750,098 ▲ 0.6	1,776,354 ▲ 0.0	1,778,795 ▲ 0.2	1,778,366 ▲ 0.3	1,777,425 0.1	1,775,318 0.0	1,774,259 0.2	1,777,271 0.2
資格取得者数		378,074 0.2	344,650 ▲ 8.8	339,546 ▲ 1.5	355,319 4.6	28,178 17.9	22,106 4.1	21,745 ▲ 3.3	23,831 8.2	26,740 ▲ 3.5	45,800 ▲ 11.3	54,341 17.5	28,768 ▲ 10.9	26,703 ▲ 1.1	25,958 3.7	24,818 7.1	28,564 4.5	25,745 ▲ 8.6
資格喪失者数		353,251 ▲ 0.2	330,242 ▲ 6.5	335,828 1.7	351,617 4.7	24,889 12.5	20,253 0.5	29,330 ▲ 1.2	24,958 ▲ 1.2	27,940 5.0	58,594 ▲ 0.1	30,065 3.3	26,173 0.4	26,905 1.1	26,899 ▲ 0.9	26,759 4.6	29,777 ▲ 4.2	22,616 ▲ 9.1
受給者実人員（一般）		19,517 1.9	22,673 16.2	21,336 ▲ 5.9	20,597 ▲ 3.5	20,433 ▲ 3.3	19,608 ▲ 2.8	19,240 ▲ 1.0	18,578 ▲ 0.3	18,404 ▲ 0.7	18,308 1.4	20,928 4.7	21,786 ▲ 0.6	23,699 4.1	24,462 ▲ 0.1	22,460 0.7	22,653 5.9	21,348 4.5
完全失業率 全国		2.4	2.8	2.8	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6	2.6	2.5	2.7	2.7	2.6	2.5	※
九州ブロック（福岡県）		-	-	-	-	2.7(2.6)			2.5(2.6)			2.6(2.5)		2.9(※)				※

(注) 1. 求人倍率(全国・福岡県)は季節調整値(令和4年12月以前の数値は令和5年1月分公表時に新季節調整値に改定している。)。完全失業率(全国)は季節調整値。※は公表翌月に記載。

2. 緑色は、前年同月比 茶色は、前月比。

3. 一般職業紹介の指標については新規学卒を除き、パートタイムを含む。

4. 年度計の有効求人数、有効求職者数、雇用保険適用事業所数、雇用保険被保険者数、受給者実人員については、月平均。

5. 九州ブロック・福岡県の完全失業率は、四半期毎に公表。九州ブロックは原数値、福岡県はモデル推計値。

九州・沖縄地域の雇用情勢 (令和5年11月分)

○有効求人倍率（受理地別・季節調整値）は1.22倍で前月を0.01ポイント下回った。

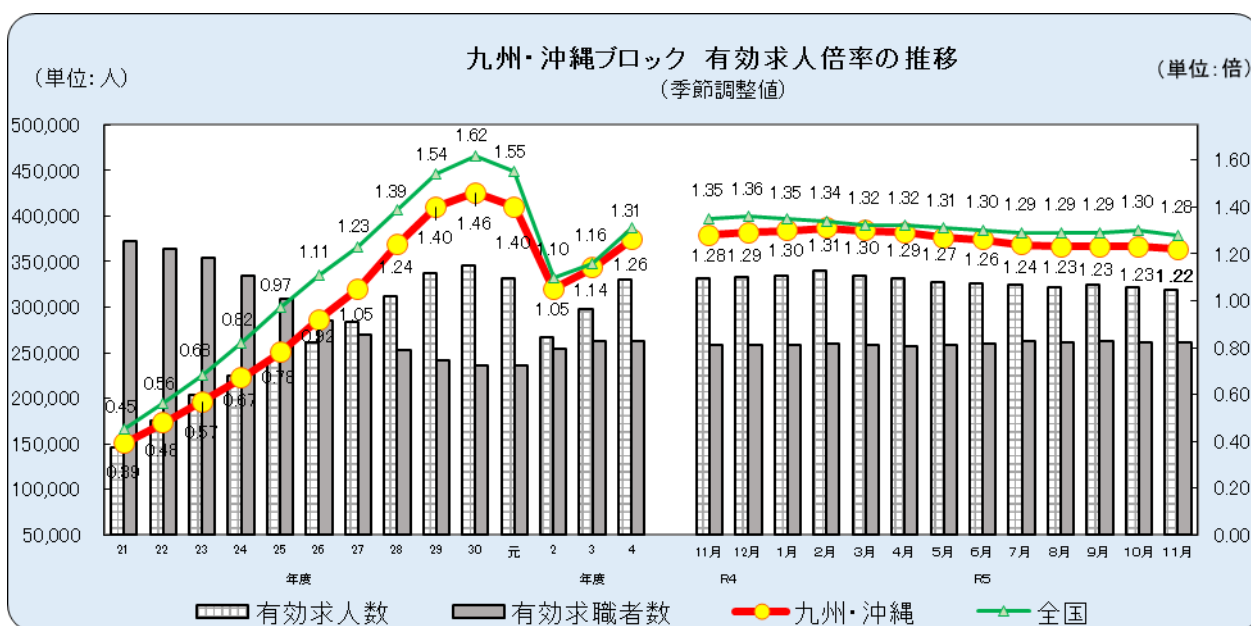
- ・有効求人数（季節調整値）は前月に比べ1.2%減と2か月連続で減少した。
- ・有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ0.0%（0.004%）減と2か月連続で減少した。

○新規求人倍率（受理地別・季節調整値）は2.17倍となり、前月を0.07ポイント上回った。

- ・新規求人数（季節調整値）は前月に比べ2.3%増と3か月ぶりに増加した。
- ・新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ1.2%減と2か月連続で減少した。

○新規求人数（原数値）は、前年同月に比べ4.2%減少した。

○新規求職者数（原数値）は、前年同月に比べ5.5%減少した。



■九州・沖縄ブロック

有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度	1.29	1.27	1.26	1.24	1.23	1.23	1.23	1.22				
令和4年度	1.19	1.20	1.22	1.24	1.24	1.26	1.27	1.28	1.29	1.30	1.31	1.30
令和3年度	1.09	1.10	1.11	1.12	1.12	1.13	1.13	1.15	1.16	1.17	1.18	1.18
令和2年度	1.18	1.09	1.05	1.03	1.01	0.99	1.00	1.01	1.02	1.03	1.05	1.07
令和元年度	1.47	1.45	1.45	1.45	1.45	1.43	1.43	1.42	1.42	1.35	1.30	1.25

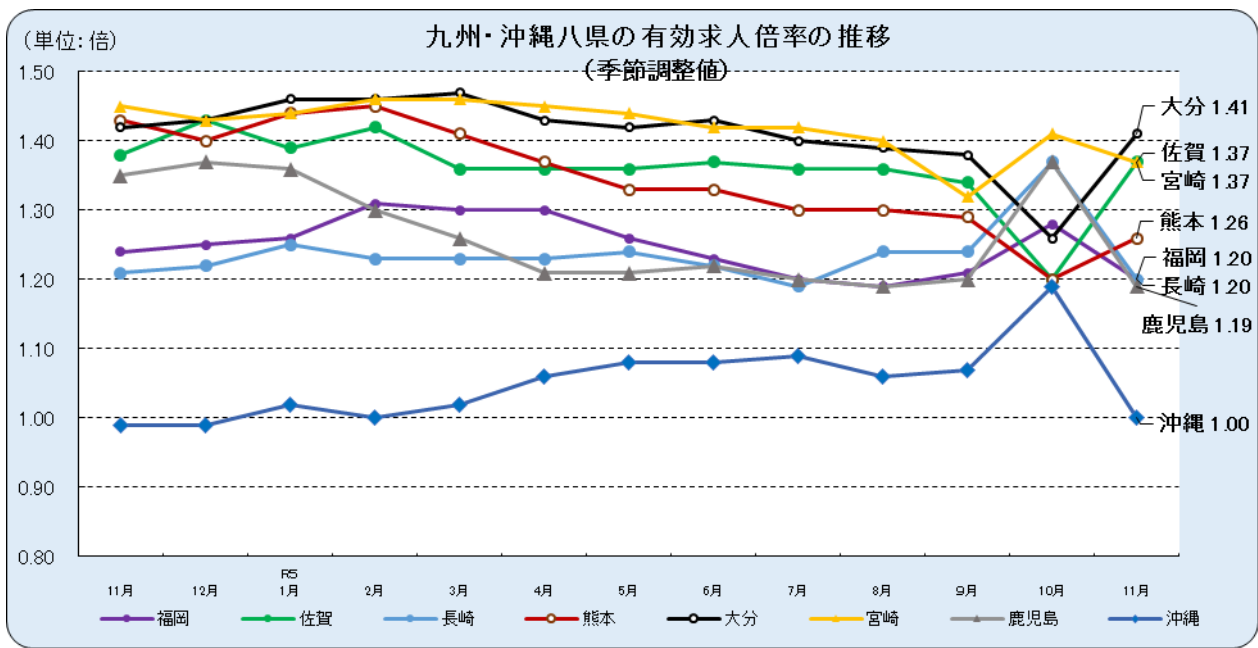
有効求人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度	331,820	327,933	326,433	324,717	321,274	324,437	322,287	318,483				
令和4年度	317,899	322,291	327,119	329,243	329,025	330,257	332,123	331,908	333,770	335,033	339,481	334,771
令和3年度	284,697	285,422	285,220	288,406	292,099	295,088	297,609	302,368	307,341	314,189	313,865	314,748
令和2年度	274,916	254,658	252,708	256,604	260,059	257,535	264,972	270,458	272,882	273,424	275,616	280,138
令和元年度	347,111	346,066	346,868	346,160	341,932	339,465	335,041	332,723	332,109	318,423	310,623	294,931

有効求職者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度	257,786	257,870	259,897	262,665	260,993	263,080	261,102	261,089				
令和4年度	266,603	267,762	267,244	266,424	264,575	262,512	261,278	259,240	259,172	257,916	259,413	257,992
令和3年度	262,091	259,932	256,161	257,508	261,203	262,287	262,491	263,915	265,714	268,366	266,517	266,203
令和2年度	232,433	234,281	241,174	250,163	258,272	259,882	264,051	266,957	268,278	264,402	261,962	260,732
令和元年度	236,044	238,088	238,429	238,804	236,316	236,652	234,923	234,715	234,630	235,461	238,453	235,265

※数値は季節調整値。令和4年12月以前の数値は令和5年1月分公表時に新季節調整値に改定している。

注) 本公表資料における有効求人倍率、新規求人倍率、有効求人数及び新規求人数は、九州・沖縄地域の各労働局管内のハローワークが受理した求人数（受理地別求人数）により算出したものである。

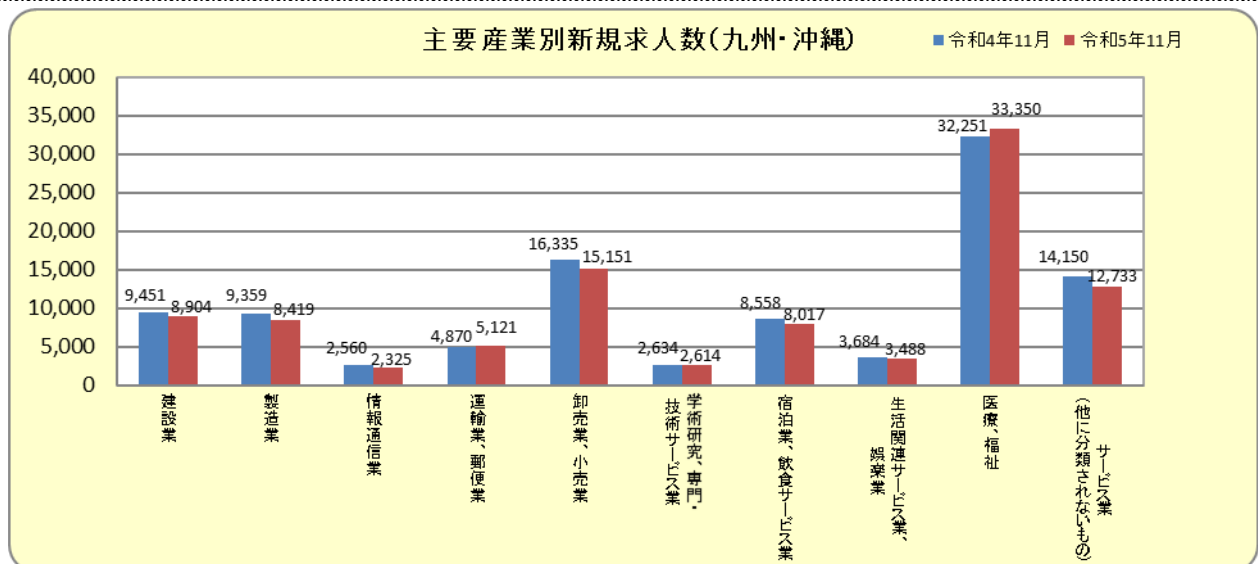
注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。



	11月	12月	R5 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	前月差
全国	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.28	1.28	▲ 0.02
九州・沖縄	1.28	1.29	1.30	1.31	1.30	1.29	1.27	1.26	1.24	1.23	1.23	1.22	1.22	▲ 0.01
福岡	1.24	1.25	1.26	1.31	1.30	1.30	1.26	1.23	1.20	1.19	1.21	1.28	1.20	▲ 0.03
佐賀	1.38	1.43	1.39	1.42	1.36	1.36	1.36	1.37	1.36	1.36	1.34	1.20	1.37	0.03
長崎	1.21	1.22	1.25	1.23	1.23	1.23	1.24	1.22	1.19	1.24	1.24	1.37	1.20	▲ 0.03
熊本	1.43	1.40	1.44	1.45	1.41	1.37	1.33	1.33	1.30	1.30	1.29	1.20	1.26	▲ 0.01
大分	1.42	1.43	1.46	1.46	1.47	1.43	1.42	1.43	1.40	1.39	1.38	1.26	1.41	0.00
宮崎	1.45	1.43	1.44	1.46	1.46	1.45	1.44	1.42	1.42	1.40	1.32	1.41	1.37	0.04
鹿児島	1.35	1.37	1.36	1.30	1.26	1.21	1.21	1.22	1.20	1.19	1.20	1.37	1.19	0.00
沖縄	0.99	0.99	1.02	1.00	1.02	1.06	1.08	1.08	1.09	1.06	1.07	1.19	1.00	▲ 0.04

■産業別新規求人数の対前年同月比 (九州・沖縄計)

建設業	(▲ 5.8 %)	製造業	(▲ 10.0 %)
情報通信業	(▲ 9.2 %)	運輸業、郵便業	(5.2 %)
卸売業、小売業	(▲ 7.2 %)	金融業、保険業	(▲ 18.0 %)
不動産業、物品賃貸業	(▲ 1.6 %)	学術研究、専門・技術サービス業	(▲ 0.8 %)
宿泊業、飲食サービス業	(▲ 6.3 %)	生活関連サービス業、娯楽業	(▲ 5.3 %)
医療、福祉	(3.4 %)	サービス業(他に分類されないもの)	(▲ 10.0 %)



九州・沖縄八県労働市場主要指標

令和5年11月

項 目	単位	福岡県		佐賀県		長崎県		熊本県		大分県		宮崎県		鹿児島県		沖縄県		合 計	
1 新規求職者数	人	14,865	▲ 6.1	2,870	▲ 3.8	4,281	▲ 6.0	4,540	▲ 5.4	3,577	▲ 1.9	3,680	▲ 3.8	5,759	▲ 6.4	4,644	▲ 6.8	44,216	▲ 5.5
季節調整値		17,231	▲ 3.1	3,313	7.2	4,921	▲ 2.8	5,488	▲ 0.4	4,198	3.4	4,267	▲ 3.2	6,623	▲ 1.6	5,735	▲ 0.4	51,776	▲ 1.2
2 新規求人数	人	38,293	▲ 4.1	6,824	2.7	9,396	0.8	12,561	▲ 9.8	8,606	▲ 3.9	9,487	2.2	13,915	▲ 7.5	9,563	▲ 7.1	108,645	▲ 4.2
季節調整値		39,207	▲ 0.2	7,209	3.9	9,554	6.7	13,152	11.0	9,122	6.3	9,912	▲ 2.8	14,329	5.6	9,819	▲ 5.7	112,304	2.3
3 有効求職者数	人	91,258	0.3	14,119	▲ 0.6	21,603	▲ 1.0	26,918	1.3	17,345	▲ 1.9	20,016	2.6	33,480	3.9	28,084	▲ 3.3	252,823	0.3
季節調整値		93,771	0.4	14,574	▲ 0.9	22,283	▲ 0.3	28,231	▲ 0.0	18,062	0.7	20,648	▲ 0.5	34,363	▲ 1.4	29,157	0.9	261,089	▲ 0.0
4 有効求人数	人	113,221	▲ 2.0	20,046	▲ 1.5	27,017	▲ 1.3	36,275	▲ 10.1	25,279	▲ 3.1	28,622	▲ 3.0	40,549	▲ 9.0	29,275	▲ 1.2	320,284	▲ 3.9
季節調整値		112,781	▲ 1.6	19,895	1.2	26,797	▲ 2.7	35,512	▲ 1.2	25,475	0.6	28,227	2.1	40,745	▲ 1.9	29,051	▲ 3.2	318,483	▲ 1.2
5 就職者数	人	4,068	▲ 0.2	1,104	1.6	1,813	0.5	1,596	▲ 3.6	1,383	▲ 5.2	1,494	▲ 2.6	2,100	▲ 2.1	1,281	▲ 2.1	14,839	▲ 1.5
6 紹介件数	件	12,572	▲ 3.3	2,543	▲ 5.2	4,327	▲ 3.7	3,789	▲ 8.2	3,607	1.7	3,559	▲ 2.3	4,720	▲ 8.2	3,662	0.9	38,779	▲ 3.7
7 新規求人倍率	倍	2.58	0.06	2.38	0.15	2.19	0.14	2.77	▲ 0.13	2.41	▲ 0.05	2.58	0.15	2.42	▲ 0.03	2.06	▲ 0.01	2.46	0.03
受理地別・季節調整値		2.28	0.07	2.18	▲ 0.06	1.94	0.17	2.40	0.25	2.17	0.06	2.32	0.01	2.16	0.14	1.71	▲ 0.10	2.17	0.07
8 有効求人倍率	倍	1.24	▲ 0.03	1.42	▲ 0.01	1.25	▲ 0.01	1.35	▲ 0.17	1.46	▲ 0.01	1.43	▲ 0.08	1.21	▲ 0.17	1.04	0.02	1.27	▲ 0.05
受理地別・季節調整値		1.20	▲ 0.03	1.37	0.03	1.20	▲ 0.03	1.26	▲ 0.01	1.41	0.00	1.37	0.04	1.19	0.00	1.00	▲ 0.04	1.22	▲ 0.01
9 雇用保険被保険者数	千人	1,777	0.2	241	0.0	360	▲ 0.3	504	0.2	331	0.0	302	0.0	461	▲ 0.4	449	0.4	4,425	0.1
10 雇用保険受給者実人員	人	21,348	4.5	3,066	3.5	5,249	0.4	6,871	3.7	4,657	4.9	4,365	0.8	6,819	9.6	5,607	7.3	57,982	4.5

(注) 1 1～8は新規学卒除き、パートタイムを含む。

2 9は一般、高齢、短時間を含み、10は基本手当基本分(高年齢、特例を除き、短時間を含む)。

3 各県の左側は実数。右側は前年比(%・ポ)、ただし季節調整値は前月比(%・ポ)。

報道関係者 各位

令和5年12月26日
福岡労働局職業安定部職業対策課
高年齢者雇用対策係
課長 吉田 実
課長補佐 赤木 由紀恵
高年齢者対策担当官 平嶋 竹信
電話 092(434)9807

令和5年「高年齢者雇用状況等報告」集計結果（福岡）

～65歳以上定年企業及び70歳まで働ける企業が増加～

福岡労働局（局長：小野寺 徳子（おのでら のりこ））は、このほど、令和5年の「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）」では、事業主に対し、65歳までの雇用の確保措置を講じるよう義務付け、70歳までの就業機会の確保措置を講じるように努めることを義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業9,629社※からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和5年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。（※中小企業（21～300人規模）9,033社、大企業（301人以上規模）596社）

【集計結果の主なポイント】※〔 〕は対前年差

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況（8ページ表1、9ページ表3－1）

65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は99.9%〔変動なし〕

- ・高年齢者雇用確保措置の措置内容別の内訳は、
「継続雇用制度の導入」により実施している企業が69.2%〔1.3ポイント減少〕、
「定年の引上げ」により実施している企業は26.8%〔1.2ポイント増加〕

II 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況（10ページ表4－1）

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は30.6%〔2.8ポイント増加〕

- ・中小企業では31.2%〔2.9ポイント増加〕、大企業では21.1%〔1.1ポイント増加〕

III 企業における定年制の状況（11ページ表5）

65歳以上定年企業（定年制の廃止企業を含む）は30.7%〔1.2ポイント増加〕

IV 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

① 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況（12ページ表6）

66歳以上まで働ける制度のある企業は44.6%〔2.4ポイント増加〕

② 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況（12ページ表7）

70歳以上まで働ける制度のある企業は43.0%〔2.4ポイント増加〕

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 高年齢者雇用確保措置の状況（8ページ表1）

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」^{注1}という。）を実施済みの企業（9,620社）は、報告した企業全体の99.9% [変動なし] で、中小企業では99.9% [変動なし]、大企業では100.0%^{注2} [変動なし] であった。

注1 雇用確保措置

高年齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。

① 定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入[※]

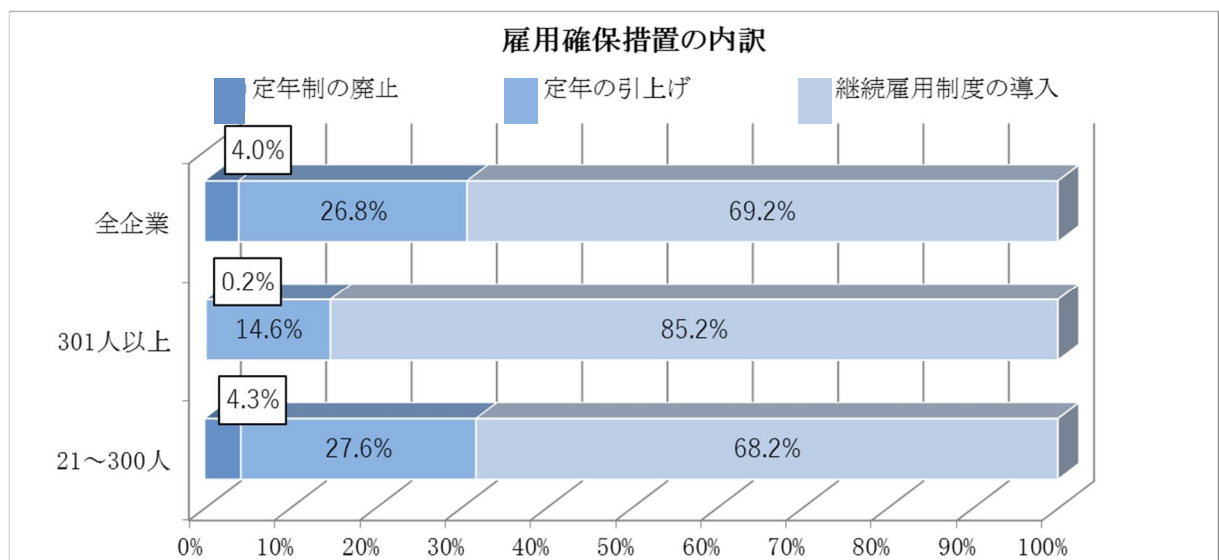
※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合、令和7年3月31日までは基準を適用可能（経過措置）。基準を適用できる年齢について、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上となるよう、段階的に引き上げており、令和4年4月1日から令和7年3月31日における基準を適用できる年齢は64歳である。

注2 本集計に係る留意点

本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、それにより0%または100%となる数値については、小数点第2位以下を切り上げもしくは切り捨てとしている数値がある。

(2) 雇用確保措置を実施済みの企業の内訳（9ページ表3-1）

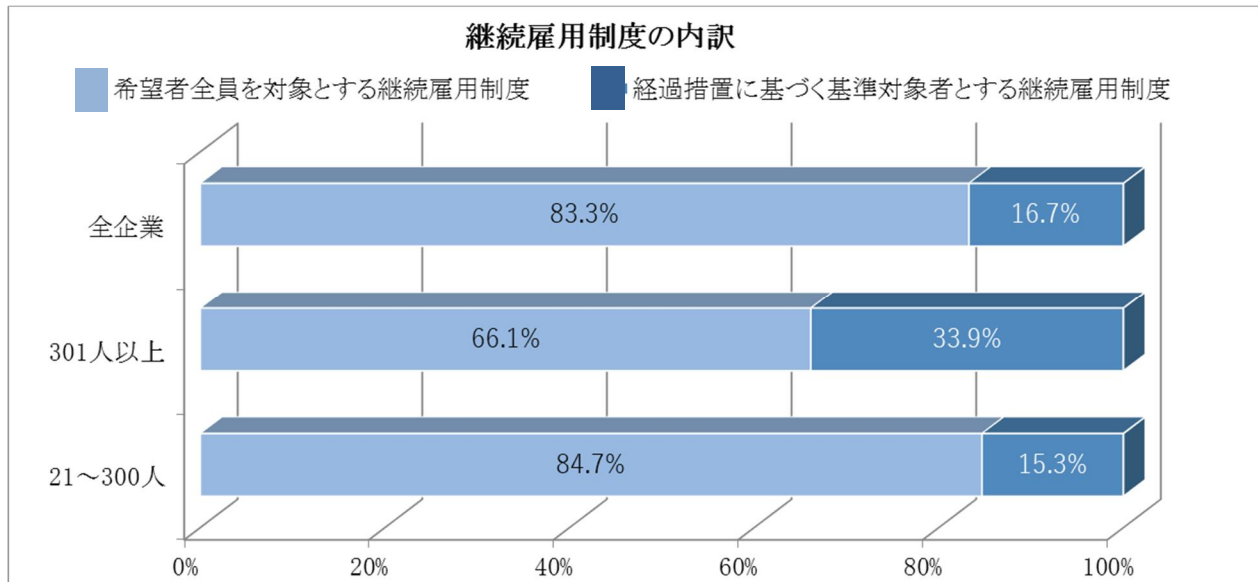
雇用確保措置を実施済みと報告した企業（9,620社）について、雇用確保措置の措置内容別に見ると、定年制の廃止（386社）は4.0% [変動なし]、定年の引上げ（2,574社）は26.8% [1.2ポイント増加]、継続雇用制度の導入（6,660社）は69.2% [1.3ポイント減少] であった。



(3) 継続雇用制度の導入により雇用確保措置を講じている企業の状況（9ページ表3-2）

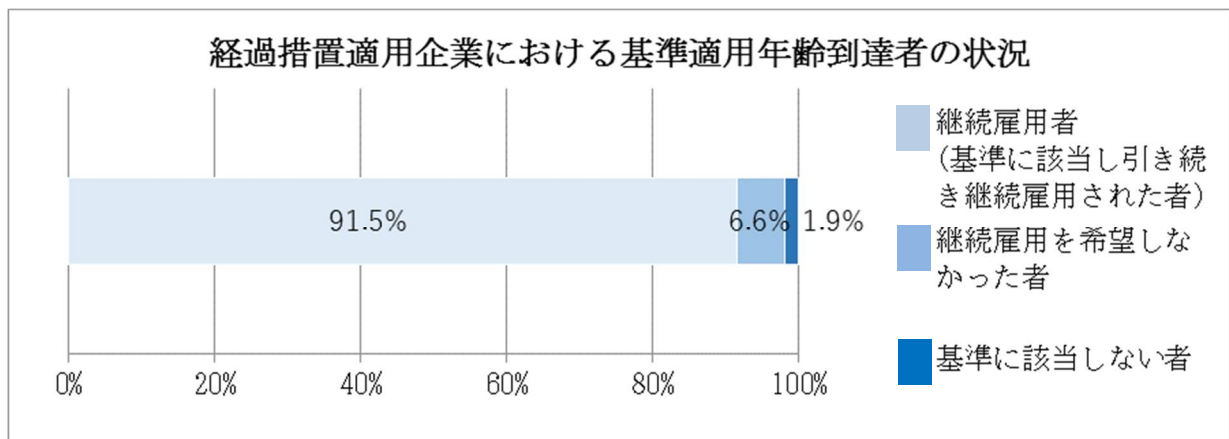
「継続雇用制度の導入」を行うことで雇用確保措置を講じている企業（6,660社）を対象に、継続雇用制度の内容を見ると、希望者全員を対象とする制度を導入している企業は83.3% [2.1ポイント増加] で、中小企業では84.7% [2.1ポイント増加]、大企業では66.1% [1.4ポイント増加] であった。

一方、経過措置に基づき、対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業（経過措置適用企業）の割合は、企業規模計では16.7% [2.1ポイント減少] であったが、大企業に限ると33.9% [1.4ポイント減少] であった。



(参考) 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況 (13 ページ表 8-2)

上記 1 (1) の注 1 に記載する経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、過去 1 年間 (令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日) に、基準を適用できる年齢 (64 歳) に到達した者 (2,433 人) のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は 91.5% [1.4 ポイント減少]、継続雇用の更新を希望しなかった者は 6.6% [0.5 ポイント増加]、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は 1.9% [0.9 ポイント増加] であった。



2 70 歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (10 ページ表 4-1)

(1) 70 歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

高年齢者就業確保措置 (以下「就業確保措置」^{注3} という。) を実施済みの企業 (2,944 社) は、報告した企業全体の 30.6% [2.8 ポイント増加] で、中小企業では 31.2% [2.9 ポイント増加]、大企業では 21.1% [1.1 ポイント増加] であった。

(2) 就業確保措置を実施済みの企業の内訳

就業確保措置を実施済みと報告した企業（2,944社）について措置内容別に見ると、定年制の廃止（386社）は4.0% [変動なし]、定年の引上げ（238社）は2.5% [0.2ポイント増加]、継続雇用制度の導入（2,320社）は24.1% [2.6ポイント増加]、創業支援等措置^{注4}の導入（0社）は0.0% [変動なし] であった。

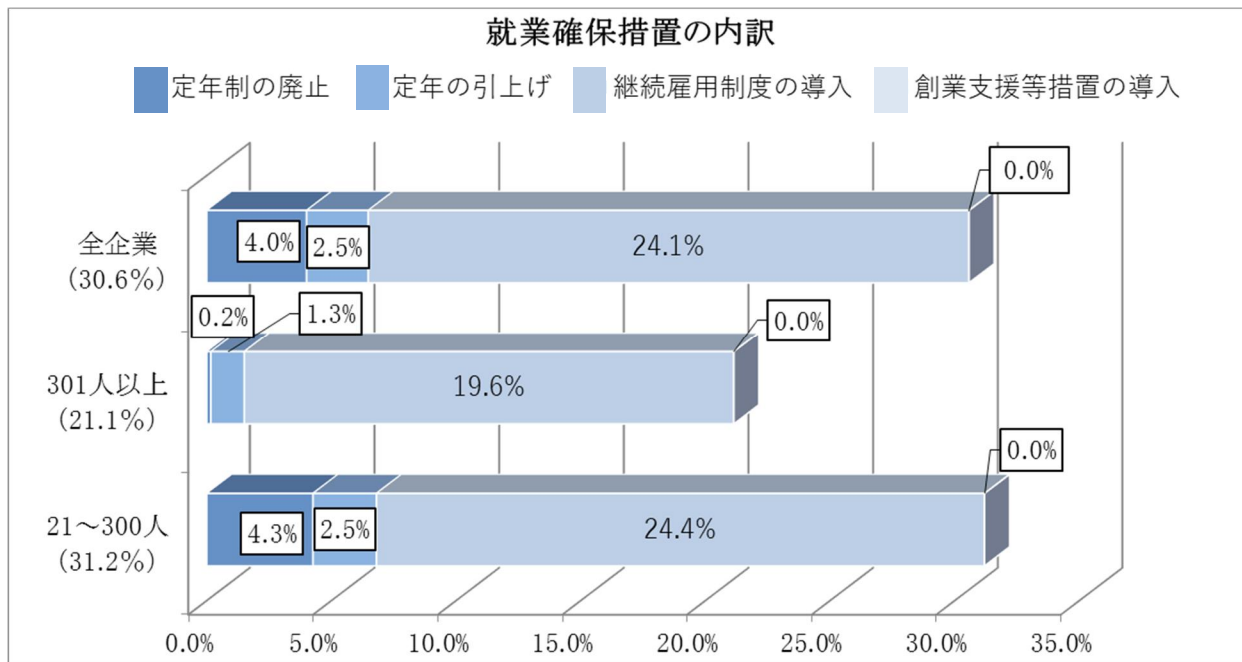
注3 就業確保措置

高年齢者雇用安定法第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主または65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、65歳から70歳までの就業を確保するよう努めなければならない。

①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入、④業務委託契約を締結する制度の導入、⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入（事業主が自ら実施する社会貢献事業または事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）

注4 創業支援等措置

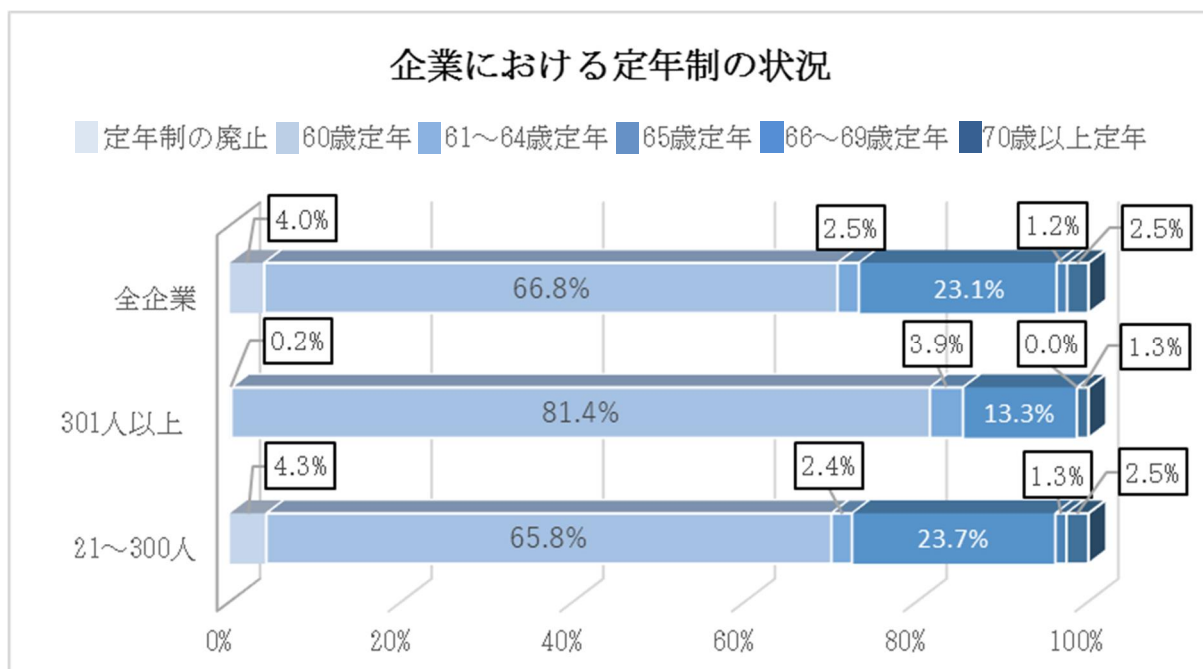
注3の就業確保に係る措置のうち、④業務委託契約を締結する制度の導入及び⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入という雇用以外の措置を創業支援等措置という。



3 企業における定年制の状況（11ページ表5）

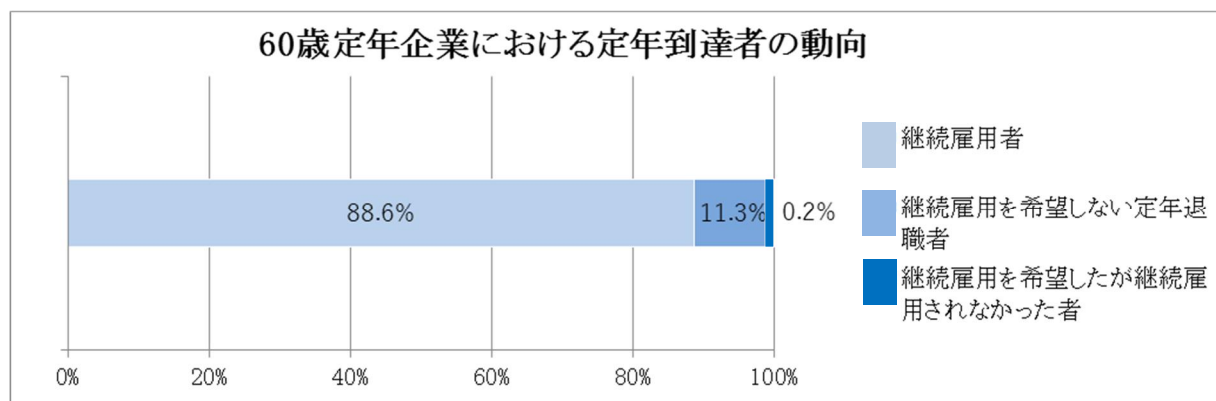
報告した企業における定年制の状況について、定年年齢別に見ると次のとおりであった。

- ・ 定年制を廃止している企業（386社）は4.0% [変動なし]
- ・ 定年を60歳とする企業（6,429社）は66.8% [1.4ポイント減少]
- ・ 定年を61～64歳とする企業（240社）は2.5% [0.2ポイント増加]
- ・ 定年を65歳とする企業（2,220社）は23.1% [1.2ポイント増加]
- ・ 定年を66～69歳とする企業（116社）は1.2% [0.1ポイント減少]
- ・ 定年を70歳以上とする企業（238社）は2.5% [0.2ポイント増加]



(参考) 60歳定年企業における定年到達者の動向 (13ページ表8-1)

60歳定年企業において、過去1年間(令和4年6月1日から令和5年5月31日)に定年に到達した者(14,292人)のうち、継続雇用された者は88.6%[0.3ポイント増加](うち子会社等・関連会社等での継続雇用者は1.0%[変動なし])、継続雇用を希望しない定年退職者は11.3%[0.3ポイント減少]、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は0.2%[0.1ポイント増加]であった。



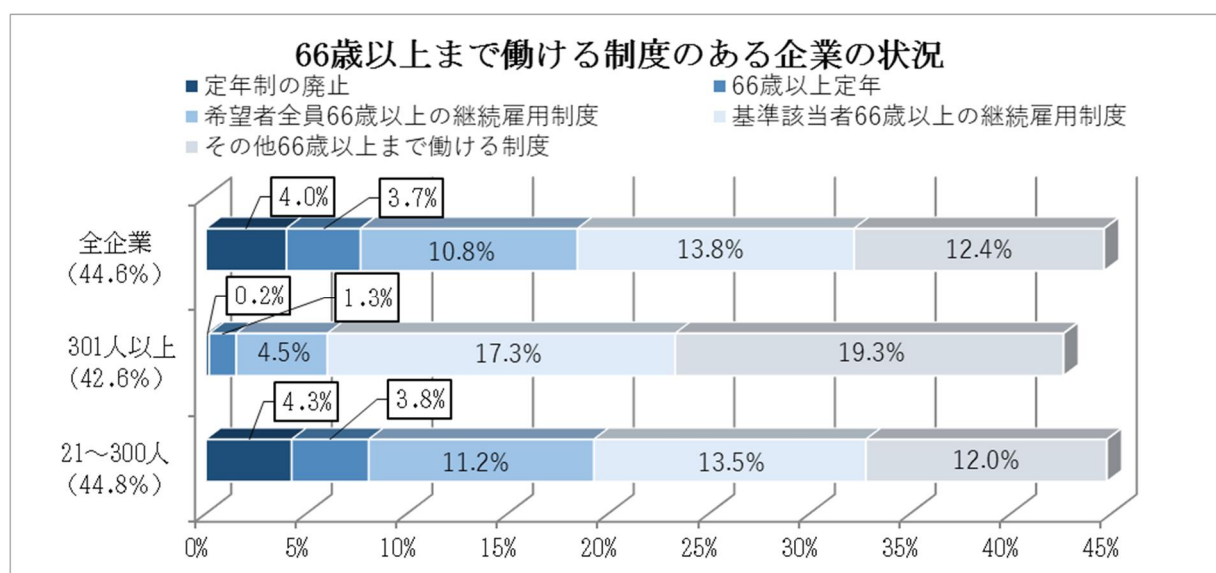
4 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(1) 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況（12ページ表6）

66歳以上まで働ける制度のある企業とは、下記の①から⑤の制度等を就業規則等に定めている企業をいう。

- ① 定年制度がない
- ② 定年年齢が66歳以上
- ③ 希望する者全員を66歳以上まで継続雇用
- ④ 対象者に係る基準に該当する者を66歳以上まで継続雇用
- ⑤ 創業支援等措置や、その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる

報告した企業において、66歳以上まで働ける制度のある企業（4,298社）は44.6% [2.4ポイント増加] であった。



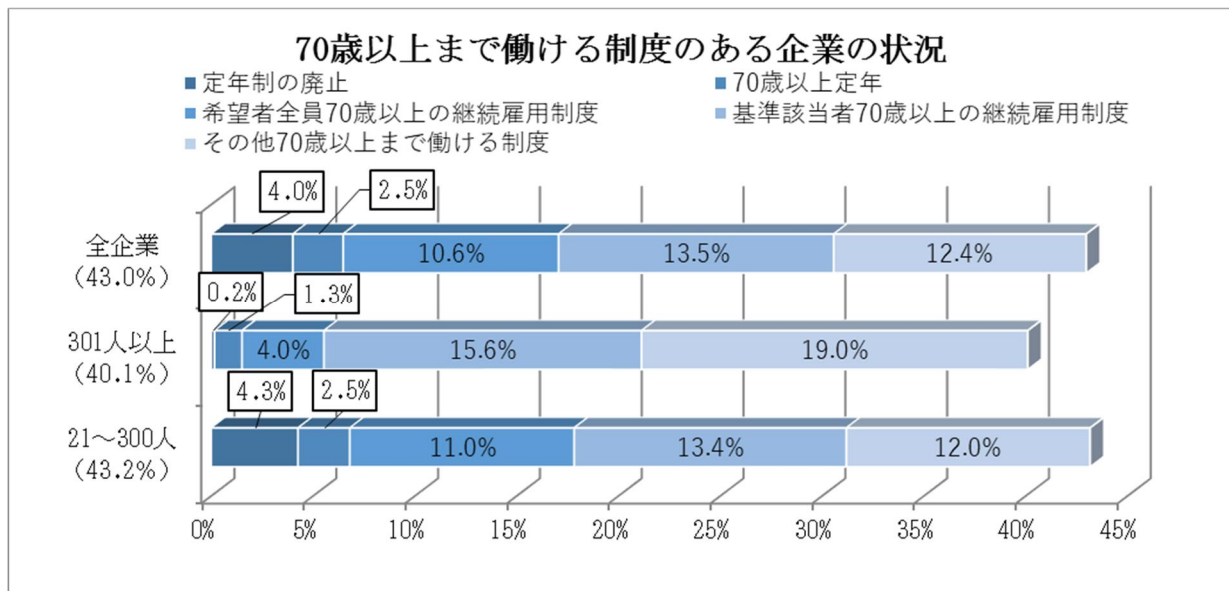
※ 本項目では、66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66歳以上定年」のみに計上している。

(2) 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況（12ページ表7）

70歳以上まで働ける制度のある企業とは、下記の①から⑤の制度等を就業規則等に定めている企業をいう。

- ① 定年制度がない
- ② 定年年齢が70歳以上
- ③ 希望する者全員を70歳以上まで継続雇用
- ④ 対象者に係る基準に該当する者を70歳以上まで継続雇用
- ⑤ 創業支援等措置や、その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる

報告した企業において、70歳以上まで働ける制度のある企業（4,138社）は43.0% [2.4ポイント増加] であった。



※ 本項目では、70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「70歳以上定年」のみに計上している。

5 高年齢常用労働者の状況（14 ページ表 9）

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

報告した全企業における常用労働者数（約118万6千人）のうち、60歳以上の常用労働者数は約19万5千人で16.4% [0.2ポイント増加] を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が約9万5千人、65～69歳が約5万8千人、70歳以上が約4万2千人であった。

(2) 高年齢労働者の推移

31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約18万3千人で、平成26年と比較すると、約7万人（60.3%）増加している。また、21人以上企業規模における60歳以上の常用労働者数は約19万5千人で、令和3年と比較すると、約5千人（2.5%）増加している。

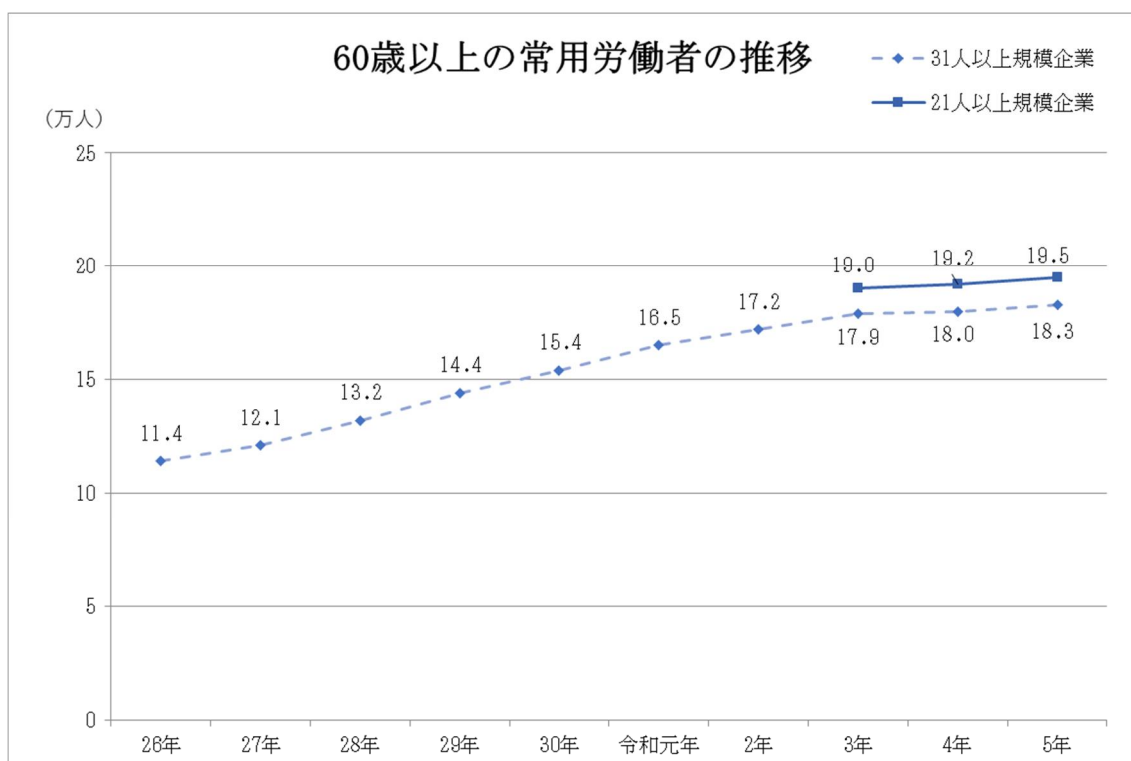


表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
21人以上 総計	9,620	(9,456)	9	(11)	9,629	(9,467)
	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	7,079	(7,048)	3	(5)	7,082	(7,053)
	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
21～300人	9,024	(8,850)	9	(11)	9,033	(8,861)
	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
21～30人	2,541	(2,408)	6	(6)	2,547	(2,414)
	99.8%	(99.8%)	0.2%	(0.2%)	100.0%	(100.0%)
31～300人	6,483	(6,442)	3	(5)	6,486	(6,447)
	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	596	(606)	0	(0)	596	(606)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)

※ ()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「301人以上」の①については、小数点第2位以下を切り捨て、②については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表2 雇用確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

		①実施済企業割合		②未実施企業割合	
規模別	合 計	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)
	21～30人	99.8%	(99.8%)	0.2%	(0.2%)
	31～50人	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)
	51～100人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
	101～300人	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)
	301～500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
	501～1,000人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
	1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
産業別		21人以上	31人以上	21人以上	31人以上
	合 計	99.9% (99.9%)	99.9% (99.9%)	0.1% (0.1%)	0.1% (0.1%)
	農、林、漁業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	建設業	99.9% (99.9%)	100.0% (100.0%)	0.1% (0.1%)	0.0% (0.0%)
	製造業	99.9% (99.9%)	99.9% (99.9%)	0.1% (0.1%)	0.1% (0.1%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	情報通信業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	運輸、郵便業	99.9% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.1% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	卸売業、小売業	99.9% (99.9%)	100.0% (100.0%)	0.1% (0.1%)	0.0% (0.0%)
	金融業、保険業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	99.4% (100.0%)	99.6% (100.0%)	0.6% (0.0%)	0.4% (0.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	100.0% (99.0%)	100.0% (99.7%)	0.0% (1.0%)	0.0% (0.3%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	教育、学習支援業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	医療、福祉	99.9% (99.9%)	100.0% (99.9%)	0.1% (0.1%)	0.0% (0.1%)
	複合サービス事業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	99.8% (99.8%)	99.9% (99.9%)	0.2% (0.2%)	0.1% (0.1%)
	その他	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)

※ ()内は、令和4年6月1日現在の数値。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
21人以上総計	386 (375) 4.0% (4.0%)	2,574 (2,417) 26.8% (25.6%)	6,660 (6,664) 69.2% (70.5%)	9,620 (9,456) 100.0% (100.0%)
31人以上総計	239 (229) 3.4% (3.2%)	1,793 (1,727) 25.3% (24.5%)	5,047 (5,092) 71.3% (72.2%)	7,079 (7,048) 100.0% (100.0%)
21~300人	385 (374) 4.3% (4.2%)	2,487 (2,330) 27.6% (26.3%)	6,152 (6,146) 68.2% (69.4%)	9,024 (8,850) 100.0% (100.0%)
21~30人	147 (146) 5.8% (6.1%)	781 (690) 30.7% (28.7%)	1,613 (1,572) 63.5% (65.3%)	2,541 (2,408) 100.0% (100.0%)
31~300人	238 (228) 3.7% (3.5%)	1,706 (1,640) 26.3% (25.5%)	4,539 (4,574) 70.0% (71.0%)	6,483 (6,442) 100.0% (100.0%)
301人以上	1 (1) 0.2% (0.2%)	87 (87) 14.6% (14.4%)	508 (518) 85.2% (85.5%)	596 (606) 100.0% (100.0%)

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※「合計」は、表1の「①実施済み」に対応している。

※「②定年の引上げ」は、65歳以上の定年の年齢を設けている企業を、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	① 希望者全員を対象とする 継続雇用制度	② 経過措置に基づく基準対象 者とする継続雇用制度	合計(①+②)
21人以上総計	5,546 (5,412) 83.3% (81.2%)	1,114 (1,252) 16.7% (18.8%)	6,660 (6,664) 100.0% (100.0%)
31人以上総計	4,059 (3,973) 80.4% (78.0%)	988 (1,119) 19.6% (22.0%)	5,047 (5,092) 100.0% (100.0%)
21~300人	5,210 (5,077) 84.7% (82.6%)	942 (1,069) 15.3% (17.4%)	6,152 (6,146) 100.0% (100.0%)
21~30人	1,487 (1,439) 92.2% (91.5%)	126 (133) 7.8% (8.5%)	1,613 (1,572) 100.0% (100.0%)
31~300人	3,723 (3,638) 82.0% (79.5%)	816 (936) 18.0% (20.5%)	4,539 (4,574) 100.0% (100.0%)
301人以上	336 (335) 66.1% (64.7%)	172 (183) 33.9% (35.3%)	508 (518) 100.0% (100.0%)

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表3-3 雇用確保措置における継続雇用先の内訳

(社、%)

	① 自社のみ	自社以外の継続雇用先がある企業							合計 (①~⑦)
		② 自社、子会社 等	③ 自社、関連 会社等	④ 自社、子会社 等、関連会社 等	⑤ 子会社等	⑥ 子会社等、 関連会社等	⑦ 関連会社等	小計 (②~⑦)	
21人以上 総計	6,330 - 95.0% -	161 - 2.4% -	76 - 1.1% -	78 - 1.2% -	12 - 0.2% -	1 - 0.0% -	2 - 0.0% -	330 - 5.0% -	6,660 - 100.0% -
31人以上 総計	4,758 - 94.3% -	140 - 2.8% -	66 - 1.3% -	71 - 1.4% -	10 - 0.2% -	1 - 0.0% -	1 - 0.0% -	289 - 5.7% -	5,047 - 100.0% -
21~300人	5,893 - 95.8% -	129 - 2.1% -	62 - 1.0% -	54 - 0.9% -	11 - 0.2% -	1 - 0.0% -	2 - 0.0% -	259 - 4.2% -	6,152 - 100.0% -
21~30人	1,572 - 97.5% -	21 - 1.3% -	10 - 0.6% -	7 - 0.4% -	2 - 0.1% -	0 - 0.0% -	1 - 0.1% -	41 - 2.5% -	1,613 - 100.0% -
31~300人	4,321 - 95.2% -	108 - 2.4% -	52 - 1.1% -	47 - 1.0% -	9 - 0.2% -	1 - 0.0% -	1 - 0.0% -	218 - 4.8% -	4,539 - 100.0% -
301人以上	437 - 86.0% -	32 - 6.3% -	14 - 2.8% -	24 - 4.7% -	1 - 0.2% -	0 - 0.0% -	0 - 0.0% -	71 - 14.0% -	508 - 100.0% -

※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4－1 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

	①70歳までの就業確保措置実施済み						②就業確保措置 相当の措置実施	③その他 未実施	合計 (①+②+③)	
		定年廃止	定年の引上げ	継続雇用制度 の導入	創業支援等措 置の導入					
21人以上総計	2,944 (2,631)	386 (375)	238 (220)	2,320 (2,036)	0 (0)	158 (163)	6,527 (6,673)	9,629 (9,467)		
	30.6% (27.8%)	4.0% (4.0%)	2.5% (2.3%)	24.1% (21.5%)	0.0% (0.0%)	1.6% (1.7%)	67.8% (70.5%)	100.0% (100.0%)		
31人以上総計	2,107 (1,904)	239 (229)	163 (148)	1,705 (1,527)	0 (0)	119 (121)	4,856 (5,028)	7,082 (7,053)		
	29.8% (27.0%)	3.4% (3.2%)	2.3% (2.1%)	24.1% (21.7%)	0.0% (0.0%)	1.7% (1.7%)	68.6% (71.3%)	100.0% (100.0%)		
21～300人	2,818 (2,510)	385 (374)	230 (213)	2,203 (1,923)	0 (0)	145 (154)	6,070 (6,197)	9,033 (8,861)		
	31.2% (28.3%)	4.3% (4.2%)	2.5% (2.4%)	24.4% (21.7%)	0.0% (0.0%)	1.6% (1.7%)	67.2% (69.9%)	100.0% (100.0%)		
21～30人	837 (727)	147 (146)	75 (72)	615 (509)	0 (0)	39 (42)	1,671 (1,645)	2,547 (2,414)		
	32.9% (30.1%)	5.8% (6.0%)	2.9% (3.0%)	24.1% (21.1%)	0.0% (0.0%)	1.5% (1.7%)	65.6% (68.1%)	100.0% (100.0%)		
31～300人	1,981 (1,783)	238 (228)	155 (141)	1,588 (1,414)	0 (0)	106 (112)	4,399 (4,552)	6,486 (6,447)		
	30.5% (27.7%)	3.7% (3.5%)	2.4% (2.2%)	24.5% (21.9%)	0.0% (0.0%)	1.6% (1.7%)	67.8% (70.6%)	100.0% (100.0%)		
301人以上	126 (121)	1 (1)	8 (7)	117 (113)	0 (0)	13 (9)	457 (476)	596 (606)		
	21.1% (20.0%)	0.2% (0.2%)	1.3% (1.2%)	19.6% (18.6%)	0.0% (0.0%)	2.2% (1.5%)	76.7% (78.5%)	100.0% (100.0%)		

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※「①70歳までの就業確保措置実施済み」とは、法令の定めに基づいた適正な手続きを経て、定年制の廃止、定年の引上げ、継続雇用制度もしくは創業支援等措置の導入のいずれかの措置を講ずることにより、70歳までの就業機会の確保を実施している場合を指す。なお、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の年齢は70歳未満だが創業支援等措置の年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

※「②就業確保措置相当の措置実施」とは、「①70歳までの就業確保措置実施済み」と同様の措置を70歳未満の年齢まで導入している場合を指す。

※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「21人以上総計」「21～300人」「21～30人」「31～300人」の「創業支援等措置の導入」については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表4－2 70歳までの就業確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

	①実施済企業割合				②未実施企業割合	
	合 計	21人以上	31人以上		21人以上	31人以上
規 模 別	合 計	30.6% (27.8%)	29.8% (27.0%)	69.4% (72.2%)	70.2% (73.0%)	
	21～30人	32.9% (30.1%)	67.1% (69.9%)			
	31～50人	33.1% (30.2%)	66.9% (69.8%)			
	51～100人	30.0% (27.0%)	70.0% (73.0%)			
	101～300人	26.6% (24.0%)	73.4% (76.0%)			
	301～500人	20.6% (24.4%)	79.4% (75.6%)			
	501～1,000人	16.3% (13.4%)	83.7% (86.6%)			
	1,001人以上	29.1% (19.4%)	70.9% (80.6%)			
産 業 別	合 計	30.6% (27.8%)	29.8% (27.0%)	69.4% (72.2%)	70.2% (73.0%)	
	農、林、漁業	41.4% (39.4%)	34.8% (33.3%)	58.6% (60.6%)	65.2% (66.7%)	
	鉱業、採石業、砂利採取業	10.0% (0.0%)	16.7% (0.0%)	90.0% (100.0%)	83.3% (100.0%)	
	建設業	42.1% (38.4%)	39.9% (36.4%)	57.9% (61.6%)	60.1% (63.6%)	
	製造業	26.2% (22.5%)	24.4% (20.7%)	73.8% (77.5%)	75.6% (79.3%)	
	電気・ガス・熱供給・水道業	16.3% (16.3%)	13.9% (14.7%)	83.7% (83.7%)	86.1% (85.3%)	
	情報通信業	13.9% (14.8%)	12.9% (13.1%)	86.1% (85.2%)	87.1% (86.9%)	
	運輸、郵便業	39.7% (35.8%)	39.2% (35.6%)	60.3% (64.2%)	60.8% (64.4%)	
	卸売業、小売業	22.4% (20.7%)	21.2% (19.6%)	77.6% (79.3%)	78.8% (80.4%)	
	金融業、保険業	28.4% (19.0%)	28.6% (15.7%)	71.6% (81.0%)	71.4% (84.3%)	
	不動産業、物品賃貸業	23.0% (23.7%)	23.1% (23.2%)	77.0% (76.3%)	76.9% (76.8%)	
	学術研究、専門・技術サービス業	24.1% (19.5%)	22.7% (17.1%)	75.9% (80.5%)	77.3% (82.9%)	
	宿泊業、飲食サービス業	31.6% (28.1%)	30.3% (26.8%)	68.4% (71.9%)	69.7% (73.2%)	
	生活関連サービス業、娯楽業	31.0% (27.8%)	32.2% (28.0%)	69.0% (72.2%)	67.8% (72.0%)	
	教育、学習支援業	26.3% (23.5%)	24.6% (21.2%)	73.7% (76.5%)	75.4% (78.8%)	
	医療、福祉	34.7% (31.8%)	35.0% (32.4%)	65.3% (68.2%)	65.0% (67.6%)	
	複合サービス事業	17.5% (11.9%)	11.8% (8.1%)	82.5% (88.1%)	88.2% (91.9%)	
	サービス業(他に分類されないもの)	34.3% (32.6%)	34.4% (33.1%)	65.7% (67.4%)	65.6% (66.9%)	
	その他	50.0% (30.0%)	40.0% (66.7%)	50.0% (70.0%)	60.0% (33.3%)	

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

表5 企業における定年制の状況

	定年制の廃止	定年制あり						65歳以上定年合計 (定年制の廃止を含む)	報告した全ての企業
		60歳未満	60歳	61歳～64歳	65歳	66～69歳	70歳以上		
21人以上 総計	386 (375)	0 (0)	6,429 (6,456)	240 (219)	2,220 (2,075)	116 (122)	238 (220)	2,960 (2,792)	9,629 (9,467)
	4.0% (4.0%)	0.0% (0.0%)	66.8% (68.2%)	2.5% (2.3%)	23.1% (21.9%)	1.2% (1.3%)	2.5% (2.3%)	30.7% (29.5%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	239 (229)	0 (0)	4,861 (4,920)	189 (177)	1,549 (1,495)	81 (84)	163 (148)	2,032 (1,956)	7,082 (7,053)
	3.4% (3.2%)	0.0% (0.0%)	68.6% (69.8%)	2.7% (2.5%)	21.9% (21.2%)	1.1% (1.2%)	2.3% (2.1%)	28.7% (27.7%)	100.0% (100.0%)
21～300人	385 (374)	0 (0)	5,944 (5,953)	217 (204)	2,141 (1,995)	116 (122)	230 (213)	2,872 (2,704)	9,033 (8,861)
	4.3% (4.2%)	0.0% (0.0%)	65.8% (67.2%)	2.4% (2.3%)	23.7% (22.5%)	1.3% (1.4%)	2.5% (2.4%)	31.8% (30.5%)	100.0% (100.0%)
21～30人	147 (146)	0 (0)	1,568 (1,536)	51 (42)	671 (580)	35 (38)	75 (72)	928 (836)	2,547 (2,414)
	5.8% (6.0%)	0.0% (0.0%)	61.6% (63.6%)	2.0% (1.7%)	26.3% (24.0%)	1.4% (1.6%)	2.9% (3.0%)	36.4% (34.6%)	100.0% (100.0%)
31～300人	238 (228)	0 (0)	4,376 (4,417)	166 (162)	1,470 (1,415)	81 (84)	155 (141)	1,944 (1,868)	6,486 (6,447)
	3.7% (3.5%)	0.0% (0.0%)	67.5% (68.5%)	2.6% (2.5%)	22.7% (21.9%)	1.2% (1.3%)	2.4% (2.2%)	30.0% (29.0%)	100.0% (100.0%)
301人以上	1 (1)	0 (0)	485 (503)	23 (15)	79 (80)	0 (0)	8 (7)	88 (88)	596 (606)
	0.2% (0.2%)	0.0% (0.0%)	81.4% (83.0%)	3.9% (2.5%)	13.3% (13.2%)	0.0% (0.0%)	1.3% (1.2%)	14.8% (14.5%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※「65歳以上定年」は、表3-1の「①定年制の廃止」と「②定年の引上げ」を合計した数値に対応している。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表6 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 66歳以上 定年	③ 希望者全員 66歳以上 継続雇用	④ 基準該当者 66歳以上 継続雇用	⑤ その他66歳以上 まで働ける制度	合計① (①～③)	合計② (①～④)	合計③ (①～⑤)	報告した全ての企業
21人以上 総計	386 (375)	354 (342)	1,038 (944)	1,324 (1,133)	1,196 (1,203)	1,778 (1,661)	3,102 (2,794)	4,298 (3,997)	9,629 (9,467)
	4.0% (4.0%)	3.7% (3.6%)	10.8% (10.0%)	13.8% (12.0%)	12.4% (12.7%)	18.5% (17.5%)	32.2% (29.5%)	44.6% (42.2%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	239 (229)	244 (232)	735 (665)	1,008 (899)	922 (937)	1,218 (1,126)	2,226 (2,025)	3,148 (2,962)	7,082 (7,053)
	3.4% (3.2%)	3.4% (3.3%)	10.4% (9.4%)	14.2% (12.7%)	13.0% (13.3%)	17.2% (16.0%)	31.4% (28.7%)	44.5% (42.0%)	100.0% (100.0%)
21～300人	385 (374)	346 (335)	1,011 (912)	1,221 (1,043)	1,081 (1,086)	1,742 (1,621)	2,963 (2,664)	4,044 (3,750)	9,033 (8,861)
	4.3% (4.2%)	3.8% (3.8%)	11.2% (10.3%)	13.5% (11.8%)	12.0% (12.3%)	19.3% (18.3%)	32.8% (30.1%)	44.8% (42.3%)	100.0% (100.0%)
21～30人	147 (146)	110 (110)	303 (279)	316 (234)	274 (266)	560 (535)	876 (769)	1,150 (1,035)	2,547 (2,414)
	5.8% (6.0%)	4.3% (4.6%)	11.9% (11.6%)	12.4% (9.7%)	10.8% (11.0%)	22.0% (22.2%)	34.4% (31.9%)	45.2% (42.9%)	100.0% (100.0%)
31～300人	238 (228)	236 (225)	708 (633)	905 (809)	807 (820)	1,182 (1,086)	2,087 (1,895)	2,894 (2,715)	6,486 (6,447)
	3.7% (3.5%)	3.6% (3.5%)	10.9% (9.8%)	14.0% (12.5%)	12.4% (12.7%)	18.2% (16.8%)	32.2% (29.4%)	44.6% (42.1%)	100.0% (100.0%)
301人以上	1 (1)	8 (7)	27 (32)	103 (90)	115 (117)	36 (40)	139 (130)	254 (247)	596 (606)
	0.2% (0.2%)	1.3% (1.2%)	4.5% (5.3%)	17.3% (14.9%)	19.3% (19.3%)	6.0% (6.6%)	23.3% (21.5%)	42.6% (40.8%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②66歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他66歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表7 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 70歳以上 定年	③ 希望者全員 70歳以上 継続雇用	④ 基準該当者 70歳以上 継続雇用	⑤ その他70歳以上 まで働ける制度	合計① (①～③)	合計② (①～④)	合計③ (①～⑤)	報告した全ての企業
21人以上 総計	386 (375)	238 (220)	1,019 (931)	1,301 (1,105)	1,194 (1,212)	1,643 (1,526)	2,944 (2,631)	4,138 (3,843)	9,629 (9,467)
	4.0% (4.0%)	2.5% (2.3%)	10.6% (9.8%)	13.5% (11.7%)	12.4% (12.8%)	17.1% (16.1%)	30.6% (27.8%)	43.0% (40.6%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	239 (229)	163 (148)	718 (650)	987 (877)	917 (942)	1,120 (1,027)	2,107 (1,904)	3,024 (2,846)	7,082 (7,053)
	3.4% (3.2%)	2.3% (2.1%)	10.1% (9.2%)	13.9% (12.4%)	12.9% (13.4%)	15.8% (14.6%)	29.8% (27.0%)	42.7% (40.4%)	100.0% (100.0%)
21～300人	385 (374)	230 (213)	995 (902)	1,208 (1,021)	1,081 (1,099)	1,610 (1,489)	2,818 (2,510)	3,899 (3,609)	9,033 (8,861)
	4.3% (4.2%)	2.5% (2.4%)	11.0% (10.2%)	13.4% (11.5%)	12.0% (12.4%)	17.8% (16.8%)	31.2% (28.3%)	43.2% (40.7%)	100.0% (100.0%)
21～30人	147 (146)	75 (72)	301 (281)	314 (228)	277 (270)	523 (499)	837 (727)	1,114 (997)	2,547 (2,414)
	5.8% (6.0%)	2.9% (3.0%)	11.8% (11.6%)	12.3% (9.4%)	10.9% (11.2%)	20.5% (20.7%)	32.9% (30.1%)	43.7% (41.3%)	100.0% (100.0%)
31～300人	238 (228)	155 (141)	694 (621)	894 (793)	804 (829)	1,087 (990)	1,981 (1,783)	2,785 (2,612)	6,486 (6,447)
	3.7% (3.5%)	2.4% (2.2%)	10.7% (9.6%)	13.8% (12.3%)	12.4% (12.9%)	16.8% (15.4%)	30.5% (27.7%)	42.9% (40.5%)	100.0% (100.0%)
301人以上	1 (1)	8 (7)	24 (29)	93 (84)	113 (113)	33 (37)	126 (121)	239 (234)	596 (606)
	0.2% (0.2%)	1.3% (1.2%)	4.0% (4.8%)	15.6% (13.9%)	19.0% (18.6%)	5.5% (6.1%)	21.1% (20.0%)	40.1% (38.6%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②70歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他70歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表8－1 60歳定年企業における定年到達者等の状況

	企業数 (社)	定年到達者 総数 (人)	定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)			継続雇用者数			うち子会社等・関連会社等での 継続雇用者数			定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇 用されなかった者)			継続雇用の 終了による 離職者数 (人)
60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等	3,599	14,292	1,610	11.3%	(11.6%)	12,657	88.6%	(88.3%)	148	1.0%	(1.0%)	25	0.2%	(0.1%)	3,284
うち女性	2,004	5,836	487	8.3%	(8.7%)	5,340	91.5%	(91.2%)	51	0.9%	(0.7%)	9	0.2%	(0.1%)	1,190

※ 本集計は、過去1年間(令和4年6月1日から令和5年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者及び継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数について集計している。
※ ()内は、令和4年6月1日現在の数値。

表8－2 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

	企業数 (社)	基準を適用で きる年齢に到 達した者の総 数 (人)	継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望しない者)			継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続雇 用された者)			継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)		
経過措置適用企業で基準適用 年齢到達者(64歳)がいる企業	444	2,433	160	6.6%	(6.1%)	2,226	91.5%	(92.9%)	47	1.9%	(1.0%)
うち女性	213	660	36	5.5%	(4.7%)	619	93.8%	(95.0%)	5	0.8%	(0.3%)

※ 本集計は、令和4年6月1日から令和5年5月31日に経過措置適用企業において基準適用年齢に到達した者について集計している。
※ ()内は、令和4年6月1日現在の数値(経過措置の基準適用年齢は64歳)。

表9 年齢別常用労働者数

(人)

		年齢計		60歳以上合計		60～64歳		65歳以上		うち70歳以上	
31人以上 規模企業	平成26年	973,690人	(100.0)	113,936人	(100.0)	77,414人	(100.0)	36,522人	(100.0)	8,249人	(100.0)
	平成27年	1,000,591人	(102.8)	120,833人	(106.1)	77,846人	(100.6)	42,987人	(117.7)	9,221人	(111.8)
	平成28年	1,031,775人	(106.0)	131,899人	(115.8)	81,246人	(105.0)	50,653人	(138.7)	10,414人	(126.2)
	平成29年	1,051,880人	(108.0)	144,228人	(126.6)	82,416人	(106.5)	61,812人	(169.2)	14,874人	(180.3)
	平成30年	1,070,096人	(109.9)	153,932人	(135.1)	84,232人	(108.8)	69,700人	(190.8)	19,372人	(234.8)
	令和元年	1,092,472人	(112.2)	165,291人	(145.1)	87,755人	(113.4)	77,536人	(212.3)	24,647人	(298.8)
	令和2年	1,107,710人	(113.8)	172,162人	(151.1)	89,114人	(115.1)	83,048人	(227.4)	28,986人	(351.4)
	令和3年	1,132,523人	(116.3)	179,203人	(157.3)	90,366人	(116.7)	88,837人	(243.2)	33,728人	(408.9)
	令和4年	1,123,196人	(115.4)	179,829人	(157.8)	89,960人	(116.2)	89,869人	(246.1)	35,546人	(430.9)
21人以上 規模企業	令和5年	1,121,741人	(115.2)	182,715人	(160.4)	90,074人	(116.4)	92,641人	(253.7)	38,057人	(461.4)
	令和3年	1,191,035人	(100.0)	190,394人	(100.0)	95,186人	(100.0)	95,208人	(100.0)	36,623人	(100.0)
	令和4年	1,184,341人	(99.4)	191,668人	(100.7)	94,966人	(99.8)	96,702人	(101.6)	38,778人	(105.9)
	令和5年	1,186,353人	(99.6)	195,114人	(102.5)	95,284人	(100.1)	99,830人	(104.9)	41,562人	(113.5)

※「31人以上規模企業」の()は、平成26年を100とした場合の比率

※「21人以上規模企業」の()は、令和3年を100とした場合の比率

表10 都道府県別の状況

(%)

	報告した 全ての企業		雇用確保措置 実施済企業割合		70歳までの 就業確保措置 実施済企業割合		66歳以上まで働ける 制度のある企業割合		70歳以上まで働ける 制度のある企業割合	
北海道	9,316 社	(9,274 社)	99.9%	(99.9%)	35.6%	(33.1%)	47.6%	(44.5%)	46.1%	(43.0%)
青森	2,602 社	(2,650 社)	100.0%	(99.7%)	38.2%	(35.1%)	51.0%	(47.2%)	49.3%	(45.5%)
岩手	2,506 社	(2,561 社)	100.0%	(99.9%)	39.5%	(36.4%)	52.4%	(48.8%)	51.0%	(47.2%)
宮城	3,838 社	(3,821 社)	99.7%	(99.8%)	35.3%	(33.7%)	47.3%	(44.7%)	45.2%	(42.4%)
秋田	2,040 社	(2,054 社)	99.9%	(99.8%)	34.3%	(31.5%)	55.6%	(52.8%)	52.4%	(50.7%)
山形	2,292 社	(2,328 社)	99.9%	(99.8%)	32.1%	(29.3%)	46.0%	(42.7%)	43.7%	(40.6%)
福島	3,596 社	(3,621 社)	99.7%	(99.4%)	34.4%	(32.1%)	47.6%	(44.6%)	44.8%	(42.3%)
茨城	4,191 社	(4,138 社)	99.9%	(99.9%)	36.9%	(32.8%)	46.4%	(42.6%)	44.6%	(40.6%)
栃木	3,343 社	(3,291 社)	99.8%	(99.9%)	33.2%	(30.8%)	45.9%	(42.5%)	44.3%	(40.8%)
群馬	4,036 社	(4,063 社)	100.0%	(99.9%)	31.8%	(31.1%)	42.0%	(39.2%)	40.5%	(37.9%)
埼玉	8,698 社	(8,621 社)	99.9%	(99.9%)	33.4%	(32.9%)	46.5%	(44.2%)	44.9%	(42.8%)
千葉	6,912 社	(6,905 社)	99.8%	(99.9%)	35.9%	(33.2%)	47.8%	(45.7%)	46.0%	(44.2%)
東京	41,105 社	(40,633 社)	100.0%	(99.9%)	23.4%	(21.7%)	34.2%	(32.1%)	32.8%	(30.8%)
神奈川	11,110 社	(11,025 社)	99.9%	(99.9%)	27.8%	(26.9%)	41.6%	(39.3%)	40.0%	(37.8%)
新潟	4,694 社	(4,755 社)	100.0%	(100.0%)	26.6%	(26.0%)	46.0%	(43.5%)	44.3%	(41.7%)
富山	2,451 社	(2,453 社)	99.8%	(100.0%)	24.7%	(21.2%)	50.6%	(46.8%)	48.8%	(45.1%)
石川	2,651 社	(2,598 社)	99.6%	(99.5%)	30.1%	(28.8%)	42.9%	(40.1%)	40.9%	(38.1%)
福井	1,845 社	(1,885 社)	100.0%	(100.0%)	31.8%	(28.6%)	44.0%	(40.8%)	41.2%	(38.5%)
山梨	1,537 社	(1,523 社)	99.9%	(99.9%)	27.8%	(26.5%)	41.1%	(38.8%)	39.4%	(37.4%)
長野	3,967 社	(3,960 社)	99.9%	(100.0%)	33.9%	(31.5%)	49.7%	(46.1%)	48.4%	(44.6%)
岐阜	4,069 社	(4,027 社)	100.0%	(99.9%)	33.5%	(31.5%)	50.6%	(47.4%)	48.7%	(45.7%)
静岡	7,036 社	(6,968 社)	99.8%	(99.8%)	30.3%	(28.8%)	45.0%	(42.6%)	43.2%	(40.7%)
愛知	14,110 社	(14,088 社)	100.0%	(100.0%)	30.5%	(28.8%)	46.2%	(43.3%)	43.8%	(41.4%)
三重	3,108 社	(3,059 社)	100.0%	(100.0%)	34.2%	(31.6%)	49.6%	(45.9%)	47.7%	(44.3%)
滋賀	2,218 社	(2,202 社)	99.8%	(99.8%)	29.8%	(29.1%)	45.5%	(43.6%)	43.4%	(41.7%)
京都	4,507 社	(4,425 社)	99.8%	(99.9%)	25.3%	(24.5%)	39.4%	(36.9%)	37.8%	(35.4%)
大阪	18,904 社	(18,712 社)	99.9%	(99.9%)	25.7%	(23.2%)	37.2%	(34.9%)	35.5%	(33.4%)
兵庫	7,817 社	(7,812 社)	99.9%	(99.9%)	26.0%	(24.8%)	39.4%	(37.2%)	37.5%	(35.5%)
奈良	1,638 社	(1,623 社)	100.0%	(99.9%)	35.3%	(34.8%)	50.6%	(47.4%)	48.5%	(45.3%)
和歌山	1,630 社	(1,635 社)	100.0%	(99.7%)	28.2%	(29.4%)	44.2%	(41.4%)	42.1%	(39.2%)
鳥取	1,172 社	(1,093 社)	99.9%	(99.8%)	29.7%	(29.6%)	45.4%	(44.4%)	42.6%	(41.4%)
島根	1,400 社	(1,416 社)	99.9%	(99.6%)	42.4%	(39.8%)	57.5%	(54.0%)	55.3%	(51.8%)
岡山	3,492 社	(3,523 社)	99.9%	(99.9%)	31.8%	(31.4%)	47.5%	(45.1%)	45.3%	(43.1%)
広島	5,498 社	(5,538 社)	99.9%	(99.8%)	26.8%	(24.2%)	43.8%	(40.8%)	42.2%	(39.4%)
山口	2,425 社	(2,438 社)	100.0%	(99.9%)	30.6%	(28.7%)	48.4%	(45.6%)	46.8%	(44.0%)
徳島	1,296 社	(1,282 社)	100.0%	(100.0%)	34.0%	(33.1%)	46.7%	(43.4%)	44.4%	(41.1%)
香川	2,060 社	(2,059 社)	100.0%	(100.0%)	36.0%	(34.8%)	47.3%	(45.0%)	45.6%	(43.4%)
愛媛	2,664 社	(2,656 社)	99.7%	(99.6%)	27.8%	(26.2%)	47.3%	(44.7%)	45.9%	(43.4%)
高知	1,364 社	(1,368 社)	100.0%	(99.9%)	28.4%	(26.5%)	40.8%	(37.4%)	39.7%	(36.8%)
福岡	9,629 社	(9,467 社)	99.9%	(99.9%)	30.6%	(27.8%)	44.6%	(42.2%)	43.0%	(40.6%)
佐賀	1,654 社	(1,686 社)	99.9%	(99.8%)	36.5%	(30.6%)	49.8%	(44.1%)	47.6%	(41.0%)
長崎	2,662 社	(2,655 社)	99.7%	(99.4%)	27.4%	(25.6%)	45.1%	(41.7%)	43.7%	(40.3%)
熊本	3,358 社	(3,303 社)	99.9%	(99.8%)	28.6%	(26.9%)	46.5%	(43.0%)	44.2%	(40.8%)
大分	2,187 社	(2,325 社)	100.0%	(100.0%)	42.0%	(38.4%)	56.1%	(51.2%)	54.3%	(49.4%)
宮崎	2,228 社	(2,220 社)	99.9%	(99.9%)	34.5%	(33.2%)	51.2%	(49.1%)	48.8%	(46.8%)
鹿児島	3,176 社	(3,192 社)	99.9%	(99.9%)	37.4%	(35.7%)	49.3%	(46.4%)	47.2%	(44.3%)
沖縄	2,974 社	(2,944 社)	99.4%	(99.8%)	26.7%	(26.3%)	39.7%	(38.1%)	38.8%	(37.0%)
全国計	237,006 社	(235,875 社)	99.9%	(99.9%)	29.7%	(27.9%)	43.3%	(40.7%)	41.6%	(39.1%)

※ ()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「雇用確保措置実施済企業割合」については、小数第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとしている。

※ 「70歳までの就業確保措置導入企業」は表4-1の①に、「66歳以上まで働ける制度のある企業」は表6に、「70歳以上まで働ける制度のある企業」は表7にそれぞれ対応している。

令和5年12月26日

【照会先】

福岡労働局職業安定部職業対策課

課長 吉田 実

課長 補佐 赤木 由紀恵

障害者雇用担当官 佐々木 峰子

(電話) 092-434-9807

令和5年 障害者雇用状況の集計結果（福岡）

民間企業の実雇用率は過去最高の2.38%

福岡労働局（局長：小野寺 徳子（おのでら のりこ））は、このほど、民間企業や公的機関等における、令和5年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、これを集計したものです。

《ポイント》

【民間企業】法定雇用率2.3%（※（ ）は前年の値 以下同じ）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新

・雇用障害者数は2万656.0人（1万9,757.0人）

対前年度比4.6%増加、対前年差899.0人増加

・実雇用率2.38%（2.29%）

対前年比0.09ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は52.5%（50.8%）

対前年比1.7ポイント上昇

【公的機関】法定雇用率2.6%（県などの教育委員会は2.5%）

・福岡県の機関：雇用障害者数297.0人（297.0人）

実雇用率3.24%（3.24%）

・市町村の機関：雇用障害者数1,436.0人（1,390.0人）

実雇用率2.83%（2.74%）

・県などの教育委員会：雇用障害者数341.5人（336.5人）

実雇用率1.85%（1.84%）

【独立行政法人等】法定雇用率2.6%

・雇用障害者数299.0人（288.0人）、実雇用率2.70%（2.61%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3％）に雇用されている障害者の数は2万656.0人で、前年より4.6％（899.0人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は11,916.5人（対前年比0.9％増）、知的障害者は4,231.5人（同5.0％増）、精神障害者は4,508.0人（同15.1％増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、過去最高の2.38％（前年は2.29％）、法定雇用率達成企業の割合は52.5％（同50.8％）であった。

〔総括表1（7頁）、グラフ（9頁）、詳細表1（1）（10頁）〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5～100人未満規模企業で3,410.5人（前年は3,146.5人）、100～300人未満で4,986.5人（同4,852.5人）、300～500人未満で2,222.0人（同2,148.5人）、500～1,000人未満で2,358.5人（同2,166.5人）、1,000人以上で7,678.5人（同7,443.5人）と、全ての企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、43.5～100人未満で2.49％（同2.29％）、100～300人未満で2.30％（同2.22％）、300～500人未満で2.33％（同2.26％）、500～1,000人未満で2.28％（同2.19％）、1,000人以上で2.43％（同2.37％）となった。
なお、43.5～100人未満、100～300人未満、300～500人未満、1,000人以上規模では、法定雇用率を上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、43.5～100人未満が51.2％（同48.7％）、100～300人未満で54.6％（同54.1％）、300～500人未満で50.4％（同47.1％）、500～1,000人未満で49.1％（同46.5％）、1,000人以上で61.8％（同63.4％）となった。

〔詳細表1（2）（11頁）〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別の実雇用率では、「農、林業、漁業」（2.71％）、「製造業」（2.33％）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（2.40％）、「運輸業、郵便業」（2.39％）、「生活関連サービス業、娯楽業」（2.42％）、「医療、福祉」（3.46％）が法定雇用率を上回っている。

〔詳細表 1（3）（12頁）〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和 5 年の法定雇用率未達成企業は1,962社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、67.9%と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は1,125社であり、未達成企業に占める割合は、57.3%となっている。

〔詳細表 1（4）（16頁）〕

2 地方公共団体における在職状況

○ 福岡県の機関（法定雇用率2.6%）

福岡県の機関に在職している障害者の数は297.0人で、実雇用率は3.24%と、前年と同じとなった。

なお、福岡県の機関は、2機関とも法定雇用率を達成している。

〔総括表 2（1）（7頁）、詳細表 2（1）（18頁）、4（1）（24頁）〕

○ 市町村の機関（法定雇用率2.6%）

市町村の機関に在職している障害者の数は1436.0人で、前年より3.3%、46.0人増加しており、実雇用率は2.83%と、前年に比べ0.09ポイント上昇した。

なお、市町村の機関は、85機関中78機関が法定雇用率を達成している。

〔総括表 2（2）（7頁）、詳細表 2（2）（19頁）、4（2）（25～27頁）〕

○ 県などの教育委員会（法定雇用率2.5%）

県などの教育委員会に在職している障害者の数は341.5人で、前年より1.5%、5.0人増加しており、実雇用率は1.85%と、前年に比べ0.01ポイント上昇した。

なお、県などの教育委員会は、2機関中1機関が法定雇用率を達成している。

〔総括表 2（3）（7頁）、詳細表 2（3）（20頁）、4（3）（27頁）〕

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.6%）に雇用されている障害者の数は299.0人で、前年より3.8%、11.0人増加しており、実雇用率は2.70%と、前年に比べ、0.09ポイント増加した。

なお、独立行政法人等は、18法人のうち17法人が法定雇用率を達成している。

〔総括表 3（8頁）、詳細表 3（21～22頁）、4（4）（5）（28頁）〕

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 3 %
(43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 6 %
〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6 %
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5 %
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

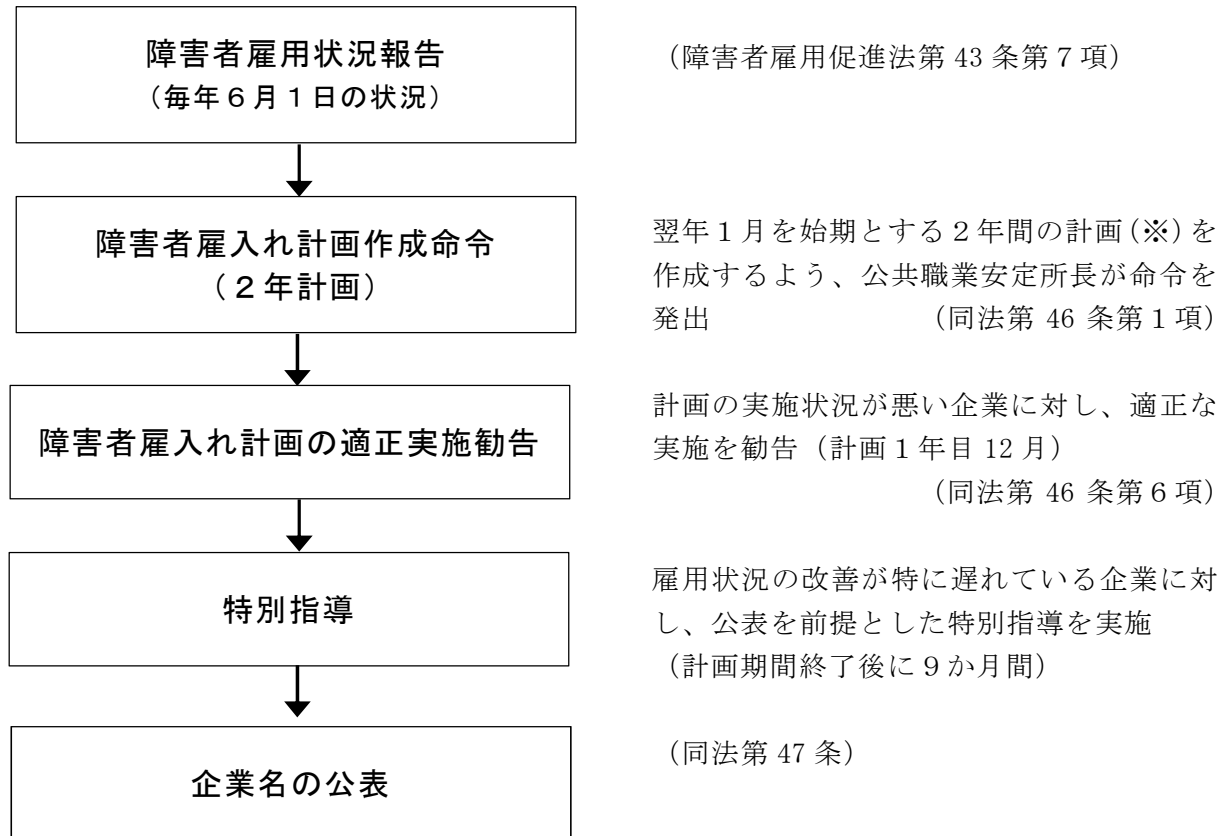
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に
 対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 令和4年度の実績
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出1社(全国244社)
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」1社(全国94社)
 - * 「特別指導」の実施1社(全国55社)
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業4社(全国528社)(令和4年度)
- 企業名の公表(全国)

24年度	0社	30年度	0社
25年度	0社	元年度	0社
26年度	8社	2年度	1社
27年度	0社	3年度	6社
28年度	2社	4年度	5社
29年度	0社		(うち3社は再公表)

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間3年間から2年間に短縮している。

令和5年6月1日現在における障害者の雇用状況(目次)

〈総括表〉

1 民間企業における雇用状況	7
2 地方公共団体における在職状況	
(1)都道府県の機関(法定雇用率2.6%)	7
(2)市町村の機関(法定雇用率2.6%)	7
(3)県などの教育委員会(法定雇用率2.5%)	7
3 独立行政法人等における雇用状況	8

〈グラフ〉

民間企業における障害者雇用の推移	9
------------------	---

〈詳細表〉

1 民間企業における雇用状況	
(1)県内民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)	10
(2)企業規模別の雇用状況	11
(3)産業別の雇用状況	12
(4)障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	16
2 地方公共団体における在職状況	
(1)都道府県の機関(法定雇用率2.6%)	18
(2)市町村の機関(法定雇用率2.6%)	19
(3)法定雇用率2.5%が適用される県などの教育委員会	20
3 独立行政法人等における雇用状況	
(1)概況(法定雇用率2.6%)	21
(2)障害種別雇用状況	22
4 公的機関の各機関の状況	
(1)都道府県の機関の状況(法定雇用率2.6%)	24
(2)市町村の状況(法定雇用率2.6%)	25
(3)法定雇用率2.5%が適用される県などの教育委員会の状況	27
(4)独立行政法人等の状況(法定雇用率2.6%)	28

総括表

令和5年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

区分		① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	全 国	27,523,661.0 人	642,178.0 人	2.33 %	54,239 / 108,202	50.1 %
		(27,281,606.5 人)	(613,958.0 人)	(2.25 %)	(52,007 / 107,691)	(48.3 %)
	福 岡	868,407.0 人	20,656.0 人	2.38 %	2,170 / 4,132	52.5 %
		(863,559.5 人)	(19,757.0 人)	(2.29 %)	(2,094 / 4,123)	(50.8 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関(法定雇用率2.6%)

区分		① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
都道府県の機関	全 国	359,503.0 人	10,627.5 人	2.96 %	152 / 163	93.3 %
		(363,592.0 人)	(10,409.0 人)	(2.86 %)	(153 / 164)	(93.3 %)
	福 岡	9,180.5 人	297.0 人	3.24 %	2 / 2	100.0 %
		(9,161.0 人)	(297.0 人)	(3.24 %)	(2 / 2)	(100.0 %)

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.6%)

区分		① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	全 国	1,353,753.5 人	35,611.5 人	2.63 %	1,910 / 2,460	77.6 %
		(1,341,687.5 人)	(34,535.5 人)	(2.57 %)	(1,846 / 2,462)	(75.0 %)
	福 岡	50,801.0 人	1,436.0 人	2.83 %	73 / 85	85.9 %
		(50,801.0 人)	(1,390.0 人)	(2.74 %)	(73 / 85)	(85.9 %)

※市町村の機関のうち未達成であった機関のうち2機関は、令和3年12月1日までに達成済み。

(3) 県などの教育委員会(法定雇用率2.5%)

区分		① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
都道府県等の教育委員会	全 国	726,615.5 人	16,999.0 人	2.34 %	64 / 95	67.4 %
		(726,284.5 人)	(16,501.0 人)	(2.27 %)	(58 / 95)	(61.1 %)
	福 岡	18,492.0 人	341.5 人	1.85 %	1 / 2	50.0 %
		(18,251.5 人)	(336.5 人)	(1.84 %)	(1 / 2)	(50.0 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%)

	区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
全国	計	467,326.5 人 (455,960.5 人)	12,879.5 人 (12,420.5 人)	2.76 % (2.72 %)	308 / 369 (292 / 365)	83.5 % (80.0 %)
	独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	218,020.5 人 (217,650.0 人)	6,294.5 人 (6,108.5 人)	2.89 % (2.81 %)	80 / 93 (78 / 91)	86.0 % (85.7 %)
	国立大学法人等	149,826.0 人 (149,209.0 人)	4,096.5 人 (4,026.5 人)	2.73 % (2.70 %)	77 / 86 (70 / 86)	89.5 % (81.4 %)
	地方独立行政法人等	99,480.0 人 (89,101.5 人)	2,488.5 人 (2,285.5 人)	2.50 % (2.57 %)	151 / 190 (144 / 188)	79.5 % (76.6 %)
福岡	計	11,056.0 人 (11,052.5 人)	299.0 人 (288.0 人)	2.70 % (2.61 %)	17 / 18 (16 / 18)	94.4 % (88.9 %)
	独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	0.0 人 (0.0 人)	0.0 人 (0.0 人)	0.00 % (0.00 %)	0 / 0 (0 / 0)	0.0 % (0.0 %)
	国立大学法人等	6,485.0 人 (6,558.0 人)	181.0 人 (168.5 人)	2.79 % (2.57 %)	3 / 3 (2 / 3)	100.0 % (66.7 %)
	地方独立行政法人等	4,571.0 人 (4,494.5 人)	118.0 人 (119.5 人)	2.58 % (2.66 %)	14 / 15 (14 / 15)	93.3 % (93.3 %)

注1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

注2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントしている。また、令和4年度においては、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。

①令和元年6月2日以降に採用された者であること

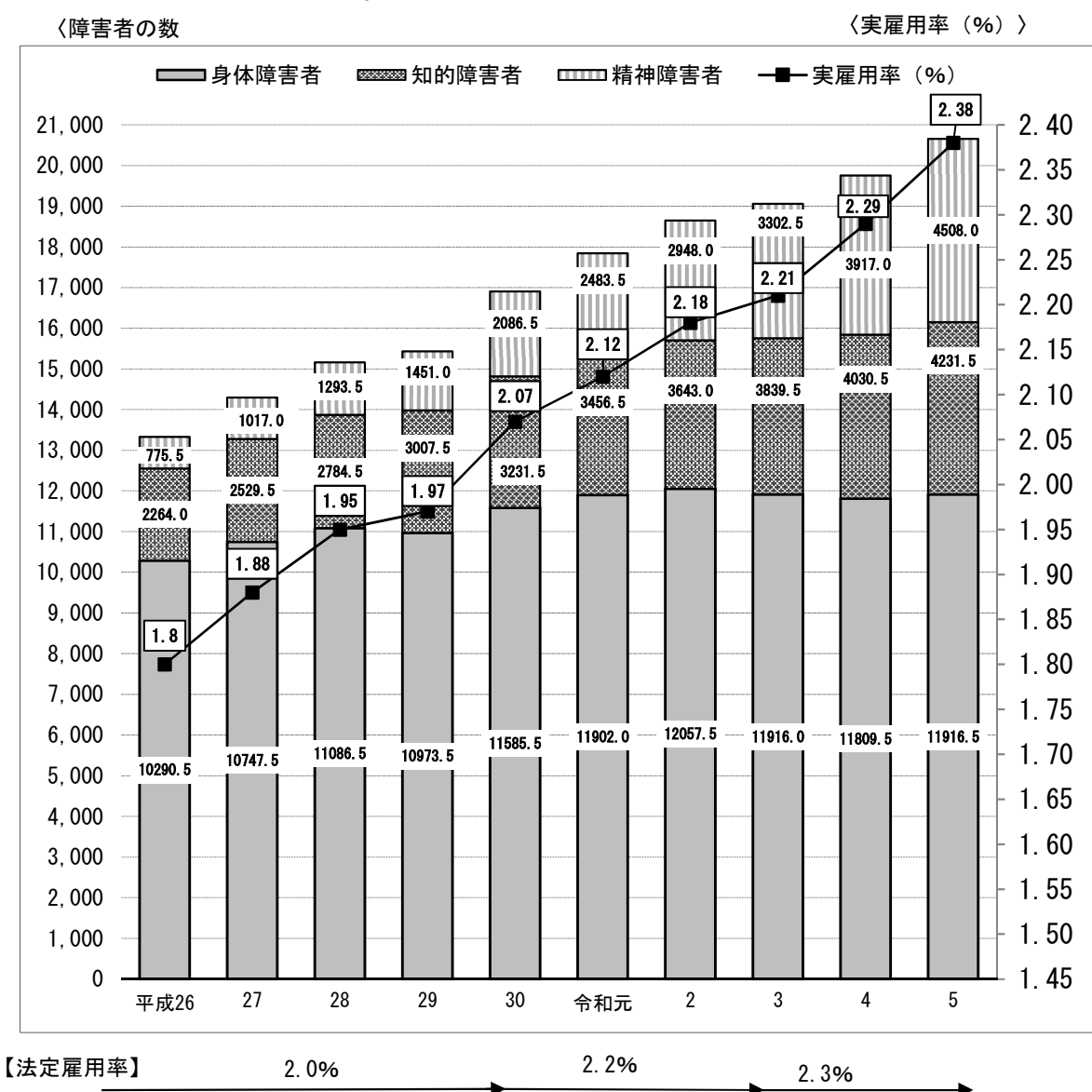
②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注4 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

注5 () 内は、令和4年6月1日現在の数値である。

注6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

グラフ 民間企業における障害者雇用の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年からは43.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降
 平成22年度まで
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年度以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 身体障害者である短時間労働者
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 知的障害者である短時間労働者
 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 精神障害者である短時間労働者（※）
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントして！

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年3月以降は2.3%となっている。

詳細表

1 民間企業における雇用状況

(1) 県内民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5			
							F. うち新規雇用分			
民間企業	企業 4,132 (4,123)	人 868,407.0 (863,559.5)	人 3472.0 (3,364.0)	人 805.0 (866.0)	人 11739.0 (10,530.0)	人 2336.0 (3,266.0)	人 20,656.0 (19,757.0)	人 2235.0 (2,211.5)	% 2.38 (2.29)	企業 2,170 (2,094) % 52.5 (50.8)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
民間企業	人 20,656.0 (19,757.0)	人 3,162.0 (3,076.0)	人 623.0 (671.0)	人 4,489.0 (4,469.0)	人 961.0 (1,035.0)	人 11,916.5 (11,809.5)	人 903.0 (917.0)	人 310.0 (288.0)	人 182.0 (195.0)	人 2,742.0 (2,602.0)	人 1,375.0 (1,315.0)	人 4,231.5 (4,030.5)	人 405.0 (378.5)	人 2,688.0 (2,084.0)	人 1,820.0 (1,891.0)	人 1,820.0 (975.0)	人 4,508.0 (3,917.0)	人 927.0 (916.0)

〔1 (1) ①表の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。

注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

注4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。ただし、令和4年度においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。

- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
- ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

注6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔1 (1) ②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③ e 欄及び④f欄の計である。

注2 ②③ a 欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e 欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

注3 ②③④ d 欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③ e 欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

注4 ②③の a、c 欄及び④の c 欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③の b、d 欄及び④の d 欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

注5 ④e欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみとしていた。

- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
- ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

注6 ②③ f 欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害者 (注4)	D. 重度以外 の身体障 害者及び知 識的障害者 並びに精神 障害者であ る短時間労働 者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5			
							F. うち新規 雇用分			
規模計	企業 4,132 (4,123)	人 868,407.0 (863,559.5)	人 3472.0 (3,364.0)	人 805.0 (866.0)	人 11739.0 (10,530.0)	人 2336.0 (3,266.0)	人 20,656.0 (19,757.0)	人 2,235.0 (2,211.5)	% 2.38 (2.29)	企業 2,170 (2,094) 52.5 (50.8)
43.5～ 100人未満	企業 2,140 (2,142)	人 137,128.5 (137,479.5)	人 448.0 (375.0)	人 211.0 (239.0)	人 1988.0 (1,625.0)	人 631.0 (1,065.0)	人 3410.5 (3,146.5)	人 533.5 (540.0)	% 2.49 (2.29)	企業 1,096 (1,043) 51.2 (48.7)
100～ 300人未満	1,439 (1,438)	216,639.0 (218,091.5)	798.0 (812.0)	253.0 (254.0)	2810.0 (2,536.0)	655.0 (877.0)	4986.5 (4,852.5)	641.0 (604.0)	2.30 (2.22)	785 (778) 54.6 (54.1)
300～ 500人未満	276 (272)	95,519.0 (94,990.5)	383 (379)	86 (90)	1,272 (1,176)	196 (249)	2,222.0 (2,148.5)	211.5 (194.0)	2.33 (2.26)	139 (128) 50.4 (47.1)
500～ 1000人未満	167 (159)	103,529.5 (98,700.0)	454.0 (402.0)	55.0 (54.0)	1329.0 (1,226.0)	133.0 (164.0)	2358.5 (2,166.0)	255.0 (204.0)	2.28 (2.19)	82 (74) 49.1 (46.5)
1,000人以上	110 (112)	315,591.0 (314,298.0)	1,389 (1,396.0)	200 (229.0)	4,340 (3,967.0)	721 (911.0)	7,678.5 (7,443.5)	594.0 (669.5)	2.43 (2.37)	68 (71) 61.8 (63.4)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身 体障害者で ある短時間 労働者	c. 重度以 外の身体障 害者	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+ c+d×0.5	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知 識的障害者 である短時間 労働者	c. 重度以 外の知的障 害者	d. 重度以 外の知的障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+ c+d×0.5	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障 害者である 短時間労働 者	e. dのうち、 (注5)に該 当する職員	f. 計 c+(d-e)× 0.5+e	g. うち新規 雇用分
規模計	人 20,656.0 (19,757.0)	人 3,162.0 (3,076.0)	人 623.0 (671.0)	人 4,489.0 (4,469.0)	人 961.0 (1,035.0)	人 11,916.5 (11,809.5)	人 903.0 (917.0)	人 310.0 (288.0)	人 182.0 (195.0)	人 2,742.0 (2,602.0)	人 1,375.0 (1,315.0)	人 4,231.5 (4,030.5)	人 405.0 (378.5)	人 2,688.0 (2,484.0)	人 1,820.0 (1,891.0)	人 1,820.0 (975.0)	人 4,508.0 (3,917.0)	人 927.0 (916.0)
43.5～ 100人未満	人 3410.5 (3,146.5)	人 400.0 (342.0)	人 167.0 (184.0)	人 644.0 (687.0)	人 230.0 (254.0)	人 1726.0 (1,682.0)		人 48.0 (33.0)	人 44.0 (55.0)	人 314.0 (255.0)	人 401.0 (358.0)	人 654.5 (555.0)		人 266.0 (271.0)	人 764.0 (865.0)	人 764.0 (412.0)	人 1030.0 (909.5)	
100～ 300人未満	人 4986.5 (4,852.5)	人 748.0 (750.0)	人 180.0 (180.0)	人 1233.0 (1,203.0)	人 249.0 (266.0)	人 3033.5 (3,016.0)		人 50.0 (62.0)	人 73.0 (74.0)	人 536.0 (531.0)	人 406.0 (411.0)	人 912.0 (934.5)		人 599.0 (569.0)	人 442.0 (433.0)	人 442.0 (233.0)	人 1041.0 (902.0)	
300～ 500人未満	人 2222.0 (2,148.5)	人 326.0 (329.0)	人 68.0 (70.0)	人 491.0 (503.0)	人 81.0 (84.0)	人 1251.5 (1,273.0)		人 57.0 (50.0)	人 18.0 (20.0)	人 352.0 (346.0)	人 115.0 (113.0)	人 541.5 (522.5)		人 304.0 (265.0)	人 125.0 (114.0)	人 125.0 (62.0)	人 429.0 (353.0)	
500～ 1000人未満	人 2358.5 (2,166.0)	人 406.0 (371.0)	人 45.0 (43.0)	人 544.0 (532.0)	人 77.0 (78.0)	人 1439.5 (1,356.0)		人 48.0 (31.0)	人 10.0 (11.0)	人 350.0 (345.0)	人 56.0 (59.0)	人 484.0 (447.5)		人 337.0 (299.0)	人 98.0 (77.0)	人 98.0 (50.0)	人 435.0 (362.5)	
1,000以上	人 7678.5 (7,443.5)	人 1282.0 (1,284.0)	人 163.0 (194.0)	人 1577.0 (1,544.0)	人 324.0 (353.0)	人 4466.0 (4,482.5)		人 107.0 (112.0)	人 37.0 (35.0)	人 1190.0 (1,125.0)	人 397.0 (374.0)	人 1639.5 (1,571.0)		人 1182.0 (1,080.0)	人 391.0 (402.0)	人 391.0 (218.0)	人 1573.0 (1,390.0)	

注 1(1)②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労働 者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の割 合
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者であ る短時間労働 者	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び 精神障害者(注 4)	D. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短時 間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用 分			
産業計	企業 4,132 (4,123)	人 868,407.0 (863,559.5)	人 3,472.0 (3,364.0)	人 805.0 (866.0)	人 11,739.0 (10,530.0)	人 2,336.0 (3,266.0)	人 20,656.0 (19,757.0)	人 2,235.0 (2,211.5)	% 2.38 (2.29)	企業 2,170 (2,094)	% 52.5 (50.8)
農、林、漁業	企業 10 (9)	人 997.5 (937.0)	人 2.0 (3.0)	人 1.0 (1.0)	人 19.0 (24.0)	人 6.0 (7.0)	人 27.0 (34.5)	人 5.5 (8.5)	% 2.71 (3.68)	企業 7 (8)	% 70.0 (88.9)
鉱業、採石業、 砂利採取業	0 (1)	0.0 (48.5)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (2.0)	0.0 (65.0)	0.0 (34.5)	0.0 (0.0)	0.00 (71.13)	0 (1)	0.0 (100.0)
建設業	180 (178)	31,128.5 (31,327.0)	160.0 (148.0)	7.0 (12.0)	336.0 (331.0)	3.0 (7.0)	664.5 (642.5)	27.5 (47.5)	2.13 (2.05)	101 (97)	56.1 (54.5)
製造業	704 (719)	156,143.5 (156,632.0)	780.0 (760.0)	50.0 (53.0)	1,973.0 (1,876.0)	100.0 (134.0)	3,633.0 (3,516.0)	270.0 (229.0)	2.33 (2.24)	417 (414)	59.2 (57.6)
電気・ガス・熱供給・ 水道業	21 (22)	15,532.0 (15,779.0)	88.0 (93.0)	3.0 (2.0)	193.0 (182.0)	3.0 (7.0)	373.5 (373.5)	30.5 (36.0)	2.40 (2.37)	13 (13)	61.9 (59.1)
情報通信業	161 (154)	25,367.5 (24,595.0)	113.0 (112.0)	2.0 (1.0)	215.0 (186.0)	0.0 (7.0)	443.0 (414.5)	45.0 (37.0)	1.75 (1.69)	69 (58)	42.9 (37.7)
運輸業、郵便業	346 (339)	58,018.5 (59,145.5)	264.0 (249.0)	29.0 (32.0)	796.0 (805.0)	67.0 (81.0)	1,386.5 (1,375.5)	102.0 (111.0)	2.39 (2.33)	210 (194)	60.7 (57.2)
卸売業、小売業	684 (697)	189,017.5 (189,899.5)	576.0 (573.0)	195.0 (201.0)	2,458.0 (2,229.0)	623.0 (835.0)	4,116.5 (3,993.5)	335.5 (303.0)	2.18 (2.10)	283 (274)	41.4 (39.3)
金融業、保険業	48 (49)	26,231.0 (26,635.0)	157.0 (159.0)	8.0 (10.0)	209.0 (215.0)	9.0 (12.0)	535.5 (549.0)	35.5 (47.5)	2.04 (2.06)	15 (19)	31.3 (38.8)
不動産業、 物品賃貸業	104 (96)	15,786.0 (15,693.0)	53.0 (54.0)	5.0 (6.0)	144.0 (130.0)	7.0 (20.0)	258.5 (254.0)	24.0 (29.5)	1.64 (1.62)	41 (41)	39.4 (42.7)
学術研究、専門・技 術サービス業	137 (132)	44,063.5 (39,453.5)	151.0 (125.0)	32.0 (33.0)	564.0 (440.0)	170.0 (176.0)	983.0 (811.0)	160.5 (88.5)	2.23 (2.06)	62 (53)	45.3 (40.2)
宿泊業、飲食サービ ス業	124 (129)	23,828.0 (23,801.0)	71.0 (72.0)	13.0 (23.0)	257.0 (230.0)	54.0 (55.0)	439.0 (424.5)	56.5 (28.5)	1.84 (1.78)	54 (53)	43.5 (41.1)
生活関連サービス 業、娯楽業	131 (133)	17,914.0 (17,620.5)	72.0 (56.0)	28.0 (24.0)	244.0 (211.0)	34.0 (50.0)	433.0 (372.0)	38.5 (30.5)	2.42 (2.11)	61 (59)	46.6 (44.4)
教育、学習支援業	106 (105)	24,782.0 (25,023.5)	97.0 (95.0)	10.0 (13.0)	221.0 (203.0)	20.0 (32.0)	435.0 (422.0)	45.0 (54.0)	1.76 (1.69)	39 (35)	36.8 (33.3)
医療、福祉	906 (885)	141,338.5 (139,206.5)	583.0 (564.0)	332.0 (364.0)	2,866.0 (2,340.0)	1,042.0 (1,545.0)	4,885.0 (4,604.5)	788.5 (832.5)	3.46 (3.31)	564 (543)	62.3 (61.4)
複合サービス事業	29 (32)	7,640.5 (8,215.5)	35.0 (37.0)	3.0 (4.0)	75.0 (67.0)	10.0 (8.0)	153.0 (149.0)	11.5 (8.5)	2.00 (1.81)	13 (12)	44.8 (37.5)
サービス業	441 (443)	90,618.5 (89,547.5)	270.0 (264.0)	87.0 (87.0)	1,169.0 (1,059.0)	188.0 (225.0)	1,890.0 (1,786.5)	259.0 (320.0)	2.09 (2.00)	221 (220)	50.1 (49.7)

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の 数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身 体障害者	b. 重度 身体障害 者である 短時間労 働者	c. 重度 以外の身 体障害者	d. 重度 以外の身 体障害者 である短 時間労働 者	e. 計 a×2+b +c+d× 0.5	f. うち新 規雇用分	a. 重度知 的障害者	b. 重度 知的障害 者である 短時間労 働者	c. 重度 以外の知 的障害者	d. 重度 以外の知 的障害者 である短 時間労働 者	e. 計 a×2+b +c+d× 0.5	f. うち新 規雇用分	c. 精神障 害者	d. 精神 障害者で ある短時 間労働者	e. dのう ち、(注 5)に該当 する職員	f. 計 c+(d-e) ×0.5+e	g. うち新 規雇用分
産業計	人 20,656.0 (19,757.0)	人 3,162.0 (3,076.0)	人 623.0 (671.0)	人 4,489.0 (4,469.0)	人 961.0 (1,035.0)	人 11,916.5 (11,809.5)	人 903.0 (917.0)	人 310.0 (288.0)	人 182.0 (195.0)	人 2,742.0 (2,602.0)	人 1,375.0 (1,315.0)	人 4,231.5 (4,030.5)	人 405.0 (378.5)	人 2,688.0 (2,484.0)	人 1,820.0 (1,891.0)	人 1,820.0 (975.0)	人 4,508.0 (3,917.0)	人 927.0 (916.0)
農、林、漁業	人 27.0 (34.5)	人 2.0 (2.0)	人 1.0 (1.0)	人 6.0 (9.0)	人 4.0 (2.0)	人 13.0 (15.0)		人 0.0 (1.0)	人 0.0 (0.0)	人 3.0 (3.0)	人 2.0 (2.0)	人 4.0 (6.0)		人 5.0 (8.0)	人 5.0 (7.0)	人 5.0 (4.0)	人 10.0 (13.5)	
鉱業、採石業、 砂利採取業	人 0.0 (34.5)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (1.0)	人 0.0 (0.5)		人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (3.0)	人 0.0 (1.5)		人 0.0 (2.0)	人 0.0 (61.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (32.5)	
建設業	人 664.5 (642.5)	人 142.0 (129.0)	人 5.0 (11.0)	人 196.0 (202.0)	人 1.0 (5.0)	人 485.5 (473.5)		人 18.0 (19.0)	人 2.0 (1.0)	人 32.0 (29.0)	人 2.0 (2.0)	人 71.0 (69.0)		人 102.0 (96.0)	人 6.0 (4.0)	人 6.0 (4.0)	人 108.0 (100.0)	
製造業	人 3,633.0 (3,516.0)	人 696.0 (688.0)	人 44.0 (45.0)	人 851.0 (859.0)	人 57.0 (59.0)	人 2,315.5 (2,309.5)		人 84.0 (72.0)	人 6.0 (8.0)	人 616.0 (585.0)	人 43.0 (48.0)	人 811.5 (761.0)		人 448.0 (395.0)	人 58.0 (64.0)	人 58.0 (37.0)	人 506.0 (445.5)	
電気・ガス・熱供 給・水道業	人 373.5 (373.5)	人 87.0 (92.0)	人 2.0 (1.0)	人 138.0 (138.0)	人 3.0 (2.0)	人 315.5 (324.0)		人 1.0 (1.0)	人 1.0 (1.0)	人 2.0 (1.0)	人 0.0 (0.0)	人 5.0 (4.0)		人 50.0 (42.0)	人 3.0 (6.0)	人 3.0 (1.0)	人 53.0 (45.5)	
情報通信業	人 443.0 (414.5)	人 113.0 (112.0)	人 2.0 (1.0)	人 94.0 (93.0)	人 0.0 (2.0)	人 322.0 (319.0)		人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 14.0 (11.0)	人 0.0 (0.0)	人 14.0 (11.0)		人 96.0 (79.0)	人 11.0 (8.0)	人 11.0 (3.0)	人 107.0 (84.5)	
運輸業、郵便業	人 1,386.5 (1,375.5)	人 259.0 (244.0)	人 24.0 (26.0)	人 451.0 (459.0)	人 41.0 (33.0)	人 1,013.5 (989.5)		人 5.0 (5.0)	人 5.0 (6.0)	人 150.0 (163.0)	人 26.0 (31.0)	人 178.0 (194.5)		人 162.0 (167.0)	人 33.0 (33.0)	人 33.0 (16.0)	人 195.0 (191.5)	
卸売業、小売業	人 4,116.5 (3,993.5)	人 494.0 (490.0)	人 157.0 (164.0)	人 757.0 (755.0)	人 261.0 (293.0)	人 2,032.5 (2,045.5)		人 82.0 (83.0)	人 38.0 (37.0)	人 850.0 (836.0)	人 362.0 (369.0)	人 1,233.0 (1,223.5)		人 543.0 (512.0)	人 308.0 (299.0)	人 308.0 (126.0)	人 851.0 (724.5)	
金融業、保険業	人 535.5 (549.0)	人 157.0 (159.0)	人 8.0 (10.0)	人 131.0 (135.0)	人 9.0 (11.0)	人 457.5 (468.5)		人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 11.0 (12.0)	人 0.0 (0.0)	人 11.0 (12.0)		人 62.0 (63.0)	人 5.0 (6.0)	人 5.0 (5.0)	人 67.0 (68.5)	
不動産業、 物品賃貸業	人 258.5 (254.0)	人 48.0 (49.0)	人 5.0 (6.0)	人 75.0 (70.0)	人 5.0 (12.0)	人 178.5 (180.0)		人 5.0 (5.0)	人 0.0 (0.0)	人 18.0 (19.0)	人 2.0 (2.0)	人 29.0 (30.0)		人 35.0 (30.0)	人 16.0 (17.0)	人 16.0 (11.0)	人 51.0 (44.0)	
学術研究、専門・技 術サービス業	人 983.0 (811.0)	人 148.0 (123.0)	人 29.0 (30.0)	人 178.0 (156.0)	人 71.0 (75.0)	人 538.5 (469.5)		人 3.0 (2.0)	人 3.0 (3.0)	人 89.0 (53.0)	人 99.0 (71.0)	人 147.5 (95.5)		人 187.0 (160.0)	人 110.0 (101.0)	人 110.0 (71.0)	人 297.0 (246.0)	
宿泊業、飲食サー ビス業	人 439.0 (424.5)	人 58.0 (61.0)	人 9.0 (14.0)	人 93.0 (89.0)	人 19.0 (25.0)	人 227.5 (237.5)		人 13.0 (11.0)	人 4.0 (9.0)	人 68.0 (65.0)	人 35.0 (22.0)	人 115.5 (107.0)		人 69.0 (70.0)	人 27.0 (14.0)	人 27.0 (6.0)	人 96.0 (80.0)	
生活関連サービス 業、娯楽業	人 433.0 (372.0)	人 53.0 (46.0)	人 17.0 (16.0)	人 81.0 (80.0)	人 14.0 (22.0)	人 211.0 (199.0)		人 19.0 (10.0)	人 11.0 (8.0)	人 121.0 (97.0)	人 20.0 (23.0)	人 180.0 (136.5)		人 27.0 (23.0)	人 15.0 (16.0)	人 15.0 (11.0)	人 42.0 (36.5)	
教育、学習支援業	人 435.0 (422.0)	人 95.0 (94.0)	人 8.0 (10.0)	人 126.0 (122.0)	人 14.0 (16.0)	人 331.0 (328.0)		人 2.0 (1.0)	人 2.0 (3.0)	人 19.0 (16.0)	人 6.0 (6.0)	人 28.0 (24.0)		人 48.0 (46.0)	人 28.0 (29.0)	人 28.0 (19.0)	人 76.0 (70.0)	
医療、福祉	人 4,885.0 (4,604.5)	人 520.0 (505.0)	人 232.0 (256.0)	人 820.0 (824.0)	人 314.0 (325.0)	人 2,249.0 (2,252.5)		人 63.0 (59.0)	人 100.0 (108.0)	人 514.0 (498.0)	人 728.0 (686.0)	人 1,104.0 (1,067.0)		人 433.0 (424.0)	人 1,099.0 (1,128.0)	人 1,099.0 (594.0)	人 1,532.0 (1,285.0)	
複合サービス事業	人 153.0 (149.0)	人 33.0 (35.0)	人 2.0 (2.0)	人 39.0 (38.0)	人 9.0 (6.0)	人 111.5 (113.0)		人 2.0 (2.0)	人 1.0 (2.0)	人 17.0 (18.0)	人 1.0 (1.0)	人 22.5 (24.5)		人 14.0 (10.0)	人 5.0 (2.0)	人 5.0 (1.0)	人 19.0 (11.5)	
サービス業	人 1,890.0 (1,786.5)	人 257.0 (247.0)	人 78.0 (78.0)	人 453.0 (440.0)	人 139.0 (146.0)	人 1,114.5 (1,085.0)		人 13.0 (17.0)	人 9.0 (9.0)	人 218.0 (196.0)	人 49.0 (49.0)	人 277.5 (263.5)		人 407.0 (357.0)	人 91.0 (96.0)	人 91.0 (66.0)	人 498.0 (438.0)	

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況(概況)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率達成 企業の割合
			A.重度身体障害 者及び重度知的 障害者	B.重度身体障害 者及び重度知的 障害者である短 時間労働者	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び精 神障害者(注4)	D.重度以外の身 体障害者及び知 的障害者並びに 精神障害者であ る短時間労働者 (注5)	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分			
製造業計	企業 704 (719)	人 156,143.5 (156,632.0)	人 780.0 (760.0)	人 50.0 (53.0)	人 1,973.0 (1,876.0)	人 100.0 (134.0)	人 3,633.0 (3,516.0)	人 270.0 (229.0)	% 2.33 (2.24)	企業 417 (414)	% 59.2 (57.6)
食料品・たばこ	企業 162 (165)	人 31,164.0 (31,703.5)	人 121.0 (108.0)	人 26.0 (29.0)	人 537.0 (511.0)	人 68.0 (99.0)	人 839.0 (805.5)	人 79.0 (81.5)	% 2.69 (2.54)	企業 119 (121)	% 73.5 (73.3)
繊維工業	11 (11)	1,220.5 (1,214.5)	9.0 (7.0)	0.0 (0.0)	11.0 (10.0)	0.0 (0.0)	29.0 (24.0)	1.0 (1.0)	2.38 (1.98)	5 (6)	45.5 (54.5)
木材・家具	27 (24)	2,769.5 (2,584.5)	24.0 (23.0)	1.0 (0.0)	31.0 (28.0)	3.0 (1.0)	81.5 (74.5)	7.0 (1.0)	2.94 (2.88)	20 (17)	74.1 (70.8)
パルプ・紙・印刷	43 (44)	6,009.5 (6,248.5)	21.0 (26.0)	1.0 (5.0)	81.0 (75.0)	4.0 (4.0)	126.0 (134.0)	7.0 (9.0)	2.10 (2.14)	24 (22)	55.8 (50.0)
化学工業	68 (66)	11,633.5 (10,878.5)	46.0 (43.0)	4.0 (2.0)	140.0 (131.0)	5.0 (6.0)	238.5 (222.0)	18.0 (11.0)	2.05 (2.04)	35 (32)	51.5 (48.5)
窯業・土石	34 (34)	19,547.0 (5,958.0)	109.0 (19.0)	1.0 (1.0)	235.0 (77.0)	3.0 (2.0)	455.5 (117.0)	19.0 (5.0)	2.33 (1.96)	20 (19)	58.8 (55.9)
鉄鋼	30 (29)	9,715.5 (10,034.5)	41.0 (43.0)	0.0 (1.0)	114.0 (118.0)	6.0 (2.0)	199.0 (206.0)	12.5 (14.0)	2.05 (2.05)	12 (10)	40.0 (34.5)
非鉄金属	12 (11)	2,080.0 (2,131.0)	8.0 (7.0)	1.0 (1.0)	24.0 (23.0)	0.0 (0.0)	41.0 (38.0)	1.0 (1.0)	1.97 (1.78)	6 (5)	50.0 (45.5)
金属製品	72 (80)	8,032.5 (8,499.5)	28.0 (34.0)	2.0 (2.0)	98.0 (102.0)	1.0 (4.0)	156.5 (174.0)	11.0 (19.0)	1.95 (2.05)	43 (50)	59.7 (62.5)
電気機械	77 (77)	20,910.5 (20,021.5)	120.0 (111.0)	2.0 (4.0)	245.0 (224.0)	4.0 (3.0)	489.0 (451.5)	42.5 (43.0)	2.34 (2.26)	47 (44)	61.0 (57.1)
その他機械	126 (131)	33,204.0 (47,292.5)	198.0 (283.0)	9.0 (5.0)	312.0 (452.0)	5.0 (11.0)	719.5 (1,028.5)	44.0 (35.0)	2.17 (2.17)	63 (66)	50.0 (50.4)
その他	42 (47)	9,857.0 (10,065.5)	55.0 (56.0)	3.0 (3.0)	145.0 (125.0)	1.0 (2.0)	258.5 (241.0)	28.0 (8.5)	2.62 (2.39)	23 (22)	54.8 (46.8)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況(障害種別)

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、 (注5)に該当する職員	f. 計 $c + (d - e) \times 0.5 + e$
製造業計	人 3,633.0 (3,516.0)	人 696.0 (688.0)	人 44.0 (45.0)	人 851.0 (859.0)	人 57.0 (59.0)	人 2,315.5 (2,309.5)	人 84.0 (72.0)	人 6.0 (8.0)	人 616.0 (585.0)	人 43.0 (48.0)	人 811.5 (761.0)	人 448.0 (395.0)	人 58.0 (64.0)	人 58.0 (37.0)	人 506.0 (445.5)
食料品・たばこ	人 839.0 (805.5)	人 86.0 (81.0)	人 21.0 (23.0)	人 141.0 (153.0)	人 37.0 (39.0)	人 352.5 (357.5)	人 35.0 (27.0)	人 5.0 (6.0)	人 264.0 (255.0)	人 31.0 (41.0)	人 354.5 (335.5)	人 107.0 (87.0)	人 25.0 (35.0)	人 25.0 (16.0)	人 132.0 (112.5)
繊維工業	人 29.0 (24.0)	人 9.0 (7.0)	人 0.0 (0.0)	人 4.0 (4.0)	人 0.0 (0.0)	人 22.0 (18.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 5.0 (3.0)	人 0.0 (0.0)	人 5.0 (3.0)	人 2.0 (3.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 2.0 (3.0)
木材・家具	人 81.5 (74.5)	人 20.0 (19.0)	人 1.0 (0.0)	人 22.0 (22.0)	人 2.0 (1.0)	人 64.0 (60.5)	人 4.0 (4.0)	人 0.0 (0.0)	人 7.0 (6.0)	人 1.0 (0.0)	人 15.5 (14.0)	人 1.0 (0.0)	人 1.0 (0.0)	人 1.0 (0.0)	人 2.0 (0.0)
パルプ・紙・印刷	人 126.0 (134.0)	人 20.0 (25.0)	人 0.0 (4.0)	人 33.0 (31.0)	人 1.0 (1.0)	人 73.5 (85.5)	人 1.0 (1.0)	人 1.0 (1.0)	人 26.0 (24.0)	人 3.0 (2.0)	人 30.5 (28.0)	人 18.0 (20.0)	人 4.0 (1.0)	人 4.0 (0.0)	人 22.0 (20.5)
化学工業	人 238.5 (222.0)	人 42.0 (39.0)	人 4.0 (2.0)	人 63.0 (58.0)	人 3.0 (4.0)	人 152.5 (140.0)	人 4.0 (4.0)	人 0.0 (0.0)	人 36.0 (36.0)	人 2.0 (2.0)	人 45.0 (45.0)	人 38.0 (34.0)	人 3.0 (3.0)	人 3.0 (3.0)	人 41.0 (37.0)
窯業・土石	人 455.5 (117.0)	人 102.0 (17.0)	人 1.0 (1.0)	人 122.0 (45.0)	人 2.0 (1.0)	人 328.0 (80.5)	人 7.0 (2.0)	人 0.0 (0.0)	人 55.0 (17.0)	人 1.0 (0.0)	人 69.5 (21.0)	人 57.0 (14.0)	人 1.0 (2.0)	人 1.0 (1.0)	人 58.0 (15.5)
鉄鋼	人 199.0 (206.0)	人 34.0 (36.0)	人 0.0 (1.0)	人 62.0 (63.0)	人 4.0 (2.0)	人 132.0 (137.0)	人 7.0 (7.0)	人 0.0 (0.0)	人 21.0 (22.0)	人 2.0 (0.0)	人 36.0 (36.0)	人 23.0 (25.0)	人 8.0 (8.0)	人 8.0 (8.0)	人 31.0 (33.0)
非鉄金属	人 41.0 (38.0)	人 8.0 (7.0)	人 1.0 (1.0)	人 9.0 (10.0)	人 0.0 (0.0)	人 26.0 (25.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 5.0 (5.0)	人 0.0 (0.0)	人 5.0 (5.0)	人 10.0 (8.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 10.0 (8.0)
金属製品	人 156.5 (174.0)	人 25.0 (31.0)	人 2.0 (2.0)	人 61.0 (64.0)	人 0.0 (3.0)	人 113.0 (129.5)	人 3.0 (3.0)	人 0.0 (0.0)	人 18.0 (18.0)	人 1.0 (0.0)	人 24.5 (24.0)	人 18.0 (18.0)	人 1.0 (3.0)	人 1.0 (2.0)	人 19.0 (20.5)
電気機械	人 489.0 (451.5)	人 114.0 (105.0)	人 2.0 (3.0)	人 125.0 (115.0)	人 4.0 (3.0)	人 357.0 (329.5)	人 6.0 (6.0)	人 0.0 (1.0)	人 56.0 (48.0)	人 0.0 (0.0)	人 68.0 (61.0)	人 57.0 (56.0)	人 7.0 (5.0)	人 7.0 (5.0)	人 64.0 (61.0)
その他機械	人 719.5 (1,028.5)	人 195.0 (280.0)	人 9.0 (5.0)	人 148.0 (237.0)	人 3.0 (3.0)	人 548.5 (803.5)	人 3.0 (3.0)	人 0.0 (0.0)	人 77.0 (110.0)	人 2.0 (3.0)	人 84.0 (117.5)	人 80.0 (103.0)	人 7.0 (7.0)	人 7.0 (2.0)	人 87.0 (107.5)
その他	人 258.5 (241.0)	人 41.0 (41.0)	人 3.0 (3.0)	人 61.0 (57.0)	人 1.0 (2.0)	人 146.5 (143.0)	人 14.0 (15.0)	人 0.0 (0.0)	人 46.0 (41.0)	人 0.0 (0.0)	人 74.0 (71.0)	人 37.0 (27.0)	人 1.0 (0.0)	人 1.0 (0.0)	人 38.0 (27.0)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数(注1・注2)								③障害者の数 が0人である企 業数 (注3)
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	1,962 (100.0%)	1,332 (67.9%)	378 (19.3%)	120 (6.1%)	70 (3.6%)	59 (3.0%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	1,125 (57.3%)
43.5-100人未満	1,044 (100.0%)	976 (93.5%)	68 (6.5%)	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	983 (94.2%)
100-300人未満	654 (100.0%)	305 (46.6%)	242 (37.0%)	71 (10.9%)	26 (4.0%)	10 (1.5%)	－ －	－ －	－ －	141 (21.6%)
300-500人未満	137 (100.0%)	31 (22.6%)	34 (24.8%)	26 (19.0%)	26 (19.0%)	20 (14.6%)	－ －	－ －	－ －	1 (0.7%)
500-1000人未満	85 (100.0%)	16 (18.8%)	27 (31.8%)	13 (15.3%)	12 (14.1%)	17 (20.0%)	－ －	－ －	－ －	0 (0.0%)
1,000人以上	42 (100.0%)	4 (9.5%)	7 (16.7%)	10 (23.8%)	6 (14.3%)	12 (28.6%)	2 (4.8%)	－ －	1 (2.4%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における当該不足数企業の構成比(②/①)である。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

注3 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における当該障害者雇用0人企業の構成比(③/①)である。

【参考】身体障害者の部別雇用状況

① 概況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	人 399	人 995	人 97	人 3,973	人 2,511	人 7,975

注 「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

② 企業規模別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
43.5～ 100人未満	人 87	人 145	人 17	人 616	人 357	人 1,222
100～ 300人未満	111	258	26	1,005	626	2,026
300～ 500人未満	40	107	12	416	267	842
500～ 1000人未満	42	123	11	464	305	945
1,000人以上	119	362	31	1,472	956	2,940

注 1 (5) ①の表と同じ。

③ 産業別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
農、林、漁業	人 0	人 1	人 0	人 4	人 3	人 8
鉱業、採石業、 砂利採取業	0	0	0	0	0	0
建設業	6	17	3	147	119	292
製造業	55	338	11	724	391	1,519
電気・ガス・熱 供給・水道業	8	9	2	148	60	227
情報通信業	17	25	1	83	45	171
運輸業、郵便 業	12	53	8	337	249	659
卸売業、小売 業	52	130	21	706	520	1,429
金融業、保険 業	15	27	0	63	43	148
不動産業、物 品賃貸業	5	5	0	52	37	99
学術研究、専門・ 技術サービス業	17	24	5	186	156	388
宿泊業、飲食 サービス業	10	16	2	72	48	148
生活関連 サービス業、 娯楽業	5	26	2	59	45	137
教育、学習支 援業	10	13	0	118	88	229
医療、福祉	151	232	27	827	434	1,671
複合サービス 事業	4	4	1	45	20	74
サービス業	32	75	14	402	253	776

注 1 (5) ①の表と同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関(法定雇用率2.6%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員 数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者	B. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者である 短時間勤 務職員	C. 重度以 外の身体 障害者、知的 障害者及び 精神障害者 (注4)	D. 重度以 外の身体 障害者、知的 障害者並び に精神障害 者である短 時間勤務職 員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D× 0.5	F. うち新 規雇用分			
全国	機関 163 (164)	人 359503.0 (363,592.0)	人 2536.0 (2,547.0)	人 298.0 (298.0)	人 5030.0 (4,744.0)	人 455.0 (546.0)	人 10627.5 (10,409.0)	人 987.5 (975.5)	% 2.96 (2.86)	機関 153 (153)	% 93.9 (93.3)
福岡	機関 2 (2)	人 9180.5 (9,161.0)	人 79.0 (84.0)	人 6.0 (4.0)	人 125.0 (118.0)	人 16.0 (14.0)	人 297.0 (297.0)	人 9.5 (12.0)	% 3.24 (3.24)	機関 2 (2)	% 100.0 (100.0)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の 数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身 体障害者	b. 重度 身体障害 者である 短時間勤 務者	c. 重度以 外の身体 障害者	d. 重度以 外の身体 障害者で ある短時 間労働者	e. 計 a×2+b +c+d× 0.5	f. うち新 規雇用分	a. 重度知 的障害者	b. 重度 知的障害 者である 短時間勤 務者	c. 重度以 外の知的 障害者	d. 重度以 外の知的 障害者で ある短時 間労働者	e. 計 a×2+b +c+d× 0.5	f. うち新 規雇用分	c. 精神障 害者	d. 精神障 害者であ る短時間 労働者	e. dのう ち、(注5) に該当す る職員	f. 計 c+(d-e) ×0.5+e	g. うち新 規雇用分
全国	人 10,627.5 (10,409.0)	人 2,530.0 (2,539.0)	人 294.0 (295.0)	人 2,878.0 (2,904.0)	人 388.0 (413.0)	人 8,426.0 (8,483.5)	人 468.5 (485.0)	人 6.0 (8.0)	人 4.0 (3.0)	人 213.0 (205.0)	人 67.0 (77.0)	人 262.5 (262.5)	人 65.0 (78.5)	人 1,666.0 (1,432.0)	人 273.0 (259.0)	人 273.0 (203.0)	人 1,939.0 (1,663.0)	人 454.0 (412.0)
福岡	人 297.0 (297.0)	人 79.0 (84.0)	人 6.0 (4.0)	人 84.0 (86.0)	人 16.0 (14.0)	人 256.0 (265.0)	人 4.5 (6.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 5.0 (4.0)	人 0.0 (0.0)	人 5.0 (4.0)	人 2.0 (2.0)	人 35.0 (28.0)	人 1.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 36.0 (28.0)	人 3.0 (4.0)

〔1 (1) ①表の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。

注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

注4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間勤務職員を含む。
ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。

- ①令和元年6月2日以降に採用された者であること。
- ②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得したものであること

注5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者を含む。

注6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。

注7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔1 (1) ②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。

注2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

注3 ②③d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④e欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

注4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

注5 ④e欄の職員とは、精神障害者であるすべての短時間勤務職員である。
ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者のみとしていた。

- ①令和元年6月2日以降に採用された者であること
- ②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注5 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。

注6 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.6%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者	B. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者である 短時間勤 務職員	C. 重度 以外の身 体障害 者、知的 障害者及 び精神障 害者(注 4)	D. 重度以外 身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時 間勤務職員 (注5)	E. 計 A×2+B+C+D× 0.5	F. うち新 規雇用分			
全国	機関 2,460 (2,462)	人 1353753.5 (1,341,687.5)	人 8292.0 (8,239.0)	人 684.0 (644.0)	人 17767.0 (16,787.0)	人 1153.0 (1,253.0)	人 35611.5 (34,535.5)	人 3108.0 (3,193.5)	% 2.63 (2.57)	機関 1,910 (1,846)	% 77.6 (75.0)
福岡	機関 85 (85)	人 50801.0 (50,801.0)	人 340.0 (324.0)	人 21.0 (17.0)	人 714.0 (708.0)	人 42.0 (34.0)	人 1436.0 (1,390.0)	人 149.5 (131.5)	% 2.83 (2.74)	機関 73 (73)	% 85.9 (85.9)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の 数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a.重度身 体障害者	b. 重度 身体障害 者である 短時間労 働者	c. 重度以 外の身体 障害者	d. 重度以 外の身体 障害者で ある短時 間労働者	e. 計 a×2+b +c+d× 0.5	f. うち新 規雇用分	a.重度知 的障害者	b. 重度 知的障害 者である 短時間労 働者	c. 重度以 外の知的 障害者	d. 重度以 外の知的 障害者で ある短時 間労働者	e. 計 a×2+b +c+d× 0.5	f. うち新 規雇用分	c.精神障 害者	d. 精神障 害者であ る短時間 労働者	e.dのう ち、(注5) に該当す る職員	f. 計 c+(d-e) ×0.5+e	g. うち新 規雇用分	
全国	人 35,611.5 (34,535.5)	人 8,188.0 (8,142.0)	人 647.0 (597.0)	人 10,217.0 (10,228.0)	人 921.0 (856.0)	人 27,700.5 (27,537.0)	人 1,660.5 (1,754.0)	人 104.0 (97.0)	人 37.0 (47.0)	人 1,138.0 (1,083.0)	人 232.0 (219.0)	人 1,499.0 (1,433.5)	人 222.5 (257.5)	人 5,522.0 (4,896.0)	人 890.0 (758.0)	人 890.0 (580.0)	人 6,412.0 (5,565.0)	人 1,225.0 (1,182.0)	
福岡	人 1,442.0 (1,390.0)	人 340.0 (324.0)	人 21.0 (17.0)	人 406.0 (394.0)	人 28.0 (31.0)	人 1,121.0 (1,074.5)	人 75.0 (65.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 53.0 (51.0)	人 2.0 (1.0)	人 54.0 (51.5)	人 10.5 (14.0)	人 255.0 (255.0)	人 12.0 (10.0)	人 0.0 (8.0)	人 267.0 (264.0)	人 64.0 (52.5)	

注 2(1)②の表と同じ

(3) 法定雇用率2.5%が適用される県などの教育委員会

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者	B. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者である 短時間勤 務職員	C. 重度 以外の身 体障害 者、知的 障害者及 び精神障 害者(注 4)	D. 重度以 外身体障 害者及び 知的障 害者並び に精神障 害者である短 時間勤務職 員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D× 0.5	F. うち新 規雇用分			
全国	機関 95 (99)	人 72615.5 (726,284.5)	人 3907.0 (3,894.0)	人 250.0 (247.0)	人 8710.0 (8,197.0)	人 450.0 (538.0)	人 16999.0 (16,501.0)	人 2257.0 (2,337.5)	% 2.34 (2.27)	機関 64 (58)	% 67.4 (61.1)
福岡	機関 2 (2)	人 18492.0 (18,251.5)	人 107.0 (107.0)	人 2.0 (2.0)	人 125.0 (120.0)	人 1.0 (1.0)	人 341.5 (336.5)	人 12.0 (21.0)	% 1.85 (1.84)	機関 1 (1)	% 50.0 (50.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の 数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身 体障害者	b. 重度 身体障害 者である 短時間労 働者	c. 重度以 外の身体 障害者	d. 重度以 外の身体 障害者で ある短時 間労働者	e. 計 a×2+b +c+d× 0.5	f. うち新 規雇用分	a. 重度知 的障害者	b. 重度 知的障害 者である 短時間労 働者	c. 重度以 外の知的 障害者	d. 重度以 外の知的 障害者で ある短時 間労働者	e. 計 a×2+b +c+d× 0.5	f. うち新 規雇用分	c. 精神障 害者	d. 精神障 害者であ る短時間 労働者	e. dのう ち、(注5) に該当す る職員	f. 計 c+(d-e) ×0.5+e	g. うち新 規雇用分
全国	人 16,999.0 (16,501.0)	人 3,822.0 (3,821.0)	人 240.0 (240.0)	人 4,333.0 (4,349.0)	人 330.0 (333.0)	人 12,382.0 (12,397.5)	人 1,062.0 (1,139.0)	人 85.0 (73.0)	人 10.0 (7.0)	人 713.0 (646.0)	人 120.0 (141.0)	人 953.0 (869.5)	人 256.0 (263.5)	人 3,216.0 (2,853.0)	人 448.0 (413.0)	人 448.0 (349.0)	人 3,664.0 (3,234.0)	人 939.0 (935.0)
福岡	人 341.5 (336.5)	人 106.0 (106.0)	人 2.0 (2.0)	人 90.0 (87.0)	人 1.0 (1.0)	人 304.5 (301.5)	人 9.0 (13.0)	人 1.0 (1.0)	人 0.0 (0.0)	人 1.0 (2.0)	人 0.0 (0.0)	人 3.0 (4.0)	人 0.0 (0.0)	人 33.0 (30.0)	人 1.0 (1.0)	人 1.0 (1.0)	人 34.0 (31.0)	人 3.0 (8.0)

注 2(1)②の表と同じ

3 独立行政法人等における雇用状況

(1) 概況(法定雇用率2.6%)

区分		① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率 達成法人の 数	⑥ 法定雇用率 達成法人の 割合
				A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害者 (注4)	D. 重度以 外身体障害 者及び知的 障害者並び に精神障害 者である短 時間労働者 (注5)	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5	F. うち新規 雇用分			
全国	計	法人 369 (365)	人 467,326.5 (455,960.5)	人 2884.0 (2,852.0)	人 219.0 (208.0)	人 6763.0 (6,332.0)	人 259.0 (353.0)	人 12,879.5 (12,420.5)	人 1,538.5 (1,380.0)	% 2.76 (2.72)	法人 308 292	% 83.5 (80.0)
	独立行政法人等 (国立大学法人等を除く)	93 (91)	218,020.5 (217,650.0)	1375.0 (1,371.0)	120.0 (121.0)	3336.0 (3,121.0)	177.0 (249.0)	6,294.5 (6,108.5)	769.0 (637.5)	2.89 (2.81)	80 78	86.0 (85.7)
	国立大学法人等	86 (86)	149,826.0 (149,209.0)	998.0 (994.0)	43.0 (44.0)	2043.0 (1,976.0)	29.0 (37.0)	4,096.5 (4,026.5)	438.5 (394.0)	2.73 (2.70)	77 70	89.5 (81.4)
	地方独立行政法人 等	190 (188)	99,480.0 (89,101.5)	511.0 (487.0)	56.0 (43.0)	1384.0 (1,235.0)	53.0 (67.0)	2,488.5 (2,285.5)	331.0 (348.5)	2.50 (2.57)	151 144	79.5 (76.6)
福岡	計	法人 18 (18)	人 11,056.0 (11,052.5)	人 73.0 (68.0)	人 7.0 (8.0)	人 146.0 (142.0)	人 0.0 (4.0)	人 299.0 (288.0)	人 53.0 (72.0)	% 2.70 (2.61)	法人 17 17	% 94.4 (94.4)
	独立行政法人等 (国立大学法人等を除く)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 0	0.0 (0.0)
	国立大学法人等	3 (3)	6,485.0 (6,558.0)	44.0 (40.0)	5.0 (4.0)	88.0 (84.0)	0.0 (1.0)	181.0 (168.5)	36.0 (43.5)	2.79 (2.57)	3 2	100.0 (66.7)
	地方独立行政法人 等	15 (15)	4,571.0 (4,494.5)	29.0 (28.0)	2.0 (4.0)	58.0 (58.0)	0.0 (3.0)	118.0 (119.5)	17.0 (28.5)	2.58 (2.66)	14 14	93.3 (93.3)

注 1(1)①の表と同じ(※職員を労働者と読み替える。)

(2) 障害種別雇用状況

	区分	① 障害者の 数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
			a.重度身 体障害 者	b. 重度 身体障 害者であ る短時間 労働者	c. 重度 以外の 身体障 害者	d. 重度 以外の 身体障 害者であ る短時間 労働者	e. 計 a×2+b +c+d ×0.5	f. うち新 規雇用 分	a.重度知 的障害 者	b. 重度 知的障 害者であ る短時間 労働者	c. 重度 以外の 知的障 害者	d. 重度 以外の 知的障 害者であ る短時間 労働者	e. 計 a×2+b +c+d ×0.5	f. うち新 規雇用 分	c.精神障 害者	d. 精神 障害者で ある短時 間労働 者	e. dのう ち(注5) に該当 する職員	f. 計 c+(d－ e)×0.5 +e	g. うち新 規雇用 分
全国	計	人 12,879.5 (12,420.5)	人 2,449.0 (2,432.0)	人 206.0 (195.0)	人 2,815.0 (2,823.0)	人 214.0 (191.0)	人 8,026.0 (7,977.5)	人 787.0 (694.0)	人 435.0 (420.0)	人 13.0 (13.0)	人 965.0 (908.0)	人 45.0 (42.0)	人 1,870.5 (1,782.0)	人 177.5 (129.0)	人 2,628.0 (2,416.0)	人 355.0 (305.0)	人 355.0 (185.0)	人 2,983.0 (2,661.0)	人 574.0 (557.0)
	独立行政法人等 (国立大学法人等を除く)	人 6,294.5 (6,108.5)	人 1,302.0 (1,300.0)	人 115.0 (116.0)	人 1,557.0 (1,564.0)	人 145.0 (134.0)	人 4,348.5 (4,347.0)	人 451.5 (364.5)	人 73.0 (71.0)	人 5.0 (5.0)	人 274.0 (259.0)	人 32.0 (32.0)	人 441.0 (422.0)	人 44.5 (29.5)	人 1,316.0 (1,215.0)	人 189.0 (166.0)	人 189.0 (83.0)	人 1,505.0 (1,339.5)	人 273.0 (243.5)
	国立大学法人等	人 4,096.5 (4,026.5)	人 705.0 (714.0)	人 38.0 (39.0)	人 717.0 (745.0)	人 27.0 (22.0)	人 2,178.5 (2,223.0)	人 179.5 (180.5)	人 293.0 (280.0)	人 5.0 (5.0)	人 472.0 (443.0)	人 2.0 (3.0)	人 1,064.0 (1,009.5)	人 92.0 (60.0)	人 800.0 (743.0)	人 54.0 (57.0)	人 54.0 (45.0)	人 854.0 (794.0)	人 167.0 (153.5)
	地方独立行政法人 等	人 2,488.5 (2,285.5)	人 442.0 (418.0)	人 53.0 (40.0)	人 541.0 (514.0)	人 42.0 (35.0)	人 1,499.0 (1,407.5)	人 156.0 (149.0)	人 69.0 (69.0)	人 3.0 (3.0)	人 219.0 (206.0)	人 11.0 (7.0)	人 365.5 (350.5)	人 41.0 (39.5)	人 512.0 (458.0)	人 112.0 (82.0)	人 112.0 (57.0)	人 624.0 (527.5)	人 134.0 (160.0)
福岡	計	人 299.0 (288.0)	人 71.0 (67.0)	人 7.0 (8.0)	人 67.0 (71.0)	人 0.0 (1.0)	人 216.0 (213.5)	人 29.0 (43.5)	人 2.0 (1.0)	人 0.0 (0.0)	人 11.0 (10.0)	人 0.0 (0.0)	人 15.0 (12.0)	人 6.0 (3.0)	人 59.0 (55.0)	人 9.0 (9.0)	人 9.0 (6.0)	人 68.0 (62.5)	人 18.0 (24.5)
	独立行政法人等 (国立大学法人等を除く)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)
	国立大学法人等	人 181.0 (168.5)	人 43.0 (40.0)	人 5.0 (4.0)	人 37.0 (39.0)	人 0.0 (0.0)	人 128.0 (123.0)	人 21.0 (24.0)	人 1.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 8.0 (6.0)	人 0.0 (0.0)	人 10.0 (6.0)	人 5.0 (3.0)	人 39.0 (36.0)	人 4.0 (4.0)	人 4.0 (3.0)	人 43.0 (39.5)	人 10.0 (16.5)
	地方独立行政法人 等	人 118.0 (119.5)	人 28.0 (27.0)	人 2.0 (4.0)	人 30.0 (32.0)	人 0.0 (1.0)	人 88.0 (90.5)	人 8.0 (19.5)	人 1.0 (1.0)	人 0.0 (0.0)	人 3.0 (4.0)	人 0.0 (0.0)	人 5.0 (6.0)	人 1.0 (0.0)	人 20.0 (19.0)	人 5.0 (5.0)	人 5.0 (3.0)	人 25.0 (23.0)	人 8.0 (8.0)

注 1(1)②の表と同じ(※職員を労働者と読み替える。)

※独立行政法人等とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、地方独立行政法人等とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

【参考】都道府県の機関における障害部位別の雇用身体障害者数

※実人数

	計	視覚障害		聴覚又は 平衡機能障害		音声・言語・そ しやく機能 障害	肢体不自由					内部障害						
		視力障害	視野障害				上肢 不自由	下肢 不自由	体幹機 能障害	上肢機 能障害	移動機 能障害	心臓機 能障害	じん臓機 能障害	呼吸器 機能障 害	ぼうこう又は 直腸機能障 害	小腸機 能障害	免疫機 能障害	肝臓機 能障害
都道府県の機関	188	0	9	5	0	0	23	44	23	34	6	20	16	1	4	2	0	1
市町村の機関	795	18	17	62	0	9	92	249	38	38	37	145	58	3	11	5	6	7
県などの教育委員会	196	26	13	31	0	2	34	33	2	0	0	30	17	2	5	0	1	0

※実人数

	計	視覚障害	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・そ しやく機能 障害	肢体不自由	内部障害
独立行政法人等	143	7	7	1	80	48

4 公的機関の各機関の状況

(1) 都道府県の機関の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
都道府県の機関合計	9,180.5	297.0	3.24	0.0	
福岡県	8,080.0	264.5	3.27	0.0	※注4
福岡県警察本部	1,100.5	32.5	2.95	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、短時間勤務職員である精神障害者については、1人を1カウントしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

※特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
福岡県	福岡県議会事務局

(2)市町村の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害 者数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
市町村機関合計	51,536.0	1,442.0	2.80	14.5	
北九州市	9,784.0	289.5	2.96	0.0	※注4
福岡市	16,682.0	456.0	2.73	0.0	※注4
大牟田市	899.5	23.0	2.56	0.0	
久留米市	2,018.0	61.0	3.02	0.0	
直方市	483.5	13.0	2.69	0.0	※注4
飯塚市	1,027.0	27.5	2.68	0.0	
田川市	599.0	18.0	3.01	0.0	※注4
柳川市	632.0	19.5	3.09	0.0	※注4
八女市	523.0	15.0	2.87	0.0	
筑後市	469.5	17.5	3.73	0.0	※注4
大川市	409.0	11.5	2.81	0.0	※注4
行橋市	743.5	22.0	2.96	0.0	※注4
豊前市	292.5	10.0	3.42	0.0	※注4
中間市	319.0	9.0	2.82	0.0	※注4
小郡市	545.5	17.0	3.12	0.0	※注4
筑紫野市	731.5	20.0	2.73	0.0	※注4
春日市	734.5	19.5	2.65	0.0	※注4
大野城市	915.5	19.0	2.08	4.0	※注4
宗像市	593.0	16.0	2.70	0.0	※注4
太宰府市	561.0	13.0	2.32	1.0	※注4、注5
古賀市	461.5	12.5	2.71	0.0	※注4
福津市	439.5	11.0	2.50	0.0	※注4
うきは市	321.5	11.0	3.42	0.0	※注6
宮若市	261.5	8.5	3.25	0.0	
嘉麻市	437.5	13.5	3.09	0.0	
朝倉市	577.5	16.0	2.77	0.0	
みやま市	459.0	12.5	2.72	0.0	※注4
糸島市	570.0	17.5	3.07	0.0	※注4
那珂川市	459.5	13.0	2.83	0.0	※注4
宇美町	269.0	6.0	2.23	0.0	※注4
篠栗町	169.5	4.0	2.36	0.0	
志免町	380.5	10.0	2.63	0.0	※注4
須恵町	141.5	5.0	3.53	0.0	
新宮町	184.0	5.0	2.72	0.0	
久山町	91.5	3.0	3.28	0.0	
粕屋町	285.5	8.0	2.80	0.0	※注4
芦屋町	166.0	4.5	2.71	0.0	
水巻町	171.0	7.0	4.09	0.0	※注4
岡垣町	161.0	4.0	2.48	0.0	
遠賀町	127.5	3.0	2.35	0.0	
小竹町	163.0	5.0	3.07	0.0	※注4
鞍手町	208.0	3.0	1.44	2.0	※注4
桂川町	190.0	4.0	2.11	0.0	※注4
筑前町	251.0	7.0	2.79	0.0	
東峰村	94.0	2.0	2.13	0.0	
大刀洗町	127.5	4.0	3.14	0.0	
大木町	103.0	4.0	3.88	0.0	

	① 法定雇用障害 者数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
広川町	128.0	4.0	3.13	0.0	
香春町	136.0	5.0	3.68	0.0	※注 4
添田町	169.0	5.0	2.96	0.0	
糸田町	212.0	5.0	2.36	0.0	※注 4
川崎町	233.0	6.0	2.58	0.0	
大任町	101.5	5.0	4.93	0.0	
赤村	50.0	0.0	0.00	1.0	
福智町	256.0	8.0	3.13	0.0	※注 4
荏田町	423.5	12.0	2.83	0.0	※注 4
みやこ町	379.0	12.0	3.17	0.0	
吉富町	86.0	1.0	1.16	1.0	
上毛町	131.0	5.0	3.82	0.0	
築上町	292.5	7.0	2.39	0.0	※注 4
大牟田市教育委員会	101.0	2.0	1.98	0.0	
飯塚市教育委員会	171.5	4.5	2.62	0.0	
八女市教育委員会	191.0	6.0	3.14	0.0	
うきは市教育委員会	107.0	1.0	0.93	1.0	
宮若市教育委員会	80.0	3.0	3.75	0.0	
嘉麻市教育委員会	230.0	7.0	3.04	0.0	
朝倉市教育委員会	89.5	2.0	2.23	0.0	
篠栗町教育委員会	52.0	1.0	1.92	0.0	
須恵町教育委員会	63.5	2.0	3.15	0.0	
新宮町教育委員会	69.5	2.0	2.88	0.0	
芦屋町教育委員会	58.5	1.0	1.71	0.0	
筑前町教育委員会	72.0	2.0	2.78	0.0	
大刀洗町教育委員会	58.0	1.0	1.72	0.0	
川崎町教育委員会	41.0	0.0	0.00	1.0	
北九州市消防局	77.0	4.0	5.19	0.0	
大牟田市企業局	74.0	3.0	4.05	0.0	
久留米市企業局	151.0	4.0	2.65	0.0	
飯塚市企業局	52.0	1.0	1.92	0.0	
田川市立病院	217.0	5.0	2.30	0.0	
公立八女総合病院企業団	444.0	10.5	2.36	0.5	※注 7
福岡地区水道企業団	90.0	2.0	2.22	0.0	
春日那珂川水道企業団	45.0	1.0	2.22	0.0	
遠賀・中間地域広域行政事務組合	40.0	0.0	0.00	1.0	
芦屋町ボートレース事業局	85.0	0.0	0.00	2.0	
福岡市議会事務局	45.5	1.0	2.20	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、短時間勤務職員である精神障害者については、1人を1カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

注5 太宰府市は、11月1日時点において、障害者の数15.0人、実雇用率2.65%、不足数0.0人となっている。

注6 うきは市教育委員会は、8月1日時点において、障害者の数2.0人、実雇用率1.87%、不足数0.0人となっている。

注7 公立八女総合病院企業団は、9月1日時点において、障害者13.0人、実雇用率2.96%、不足数0.0人となっている。

特例認定一覧(市町村等)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
北九州市	北九州市上下水道局 北九州市交通局 北九州市公営競技局 北九州市教育委員会
福岡市	福岡市教育委員会 福岡市水道局 福岡市交通局
直方市	直方市教育委員会
田川市	田川市教育委員会
柳川市	柳川市教育委員会
筑後市	筑後市教育委員会
大川市	大川市教育委員会
行橋市	行橋市教育委員会
豊前市	豊前市教育委員会
中間市	中間市教育委員会
小郡市	小郡市教育委員会
筑紫野市	筑紫野市教育委員会
春日市	春日市教育委員会事務局 春日市議会事務局 春日市選挙管理委員会事務局 春日市監査事務局 春日市農業委員会事務局
大野城市	大野城市教育委員会 大野城市上下水道局
宗像市	宗像市教育委員会
太宰府市	太宰府市教育委員会
古賀市	古賀市教育委員会
福津市	福津市教育委員会
みやま市	みやま市教育委員会
糸島市	糸島市教育委員会
那珂川市	那珂川市教育委員会
宇美町	宇美町教育委員会
志免町	志免町教育委員会
粕屋町	粕屋町教育委員会
水巻町	水巻町教育委員会 水巻町議会事務局
小竹町	小竹町教育委員会
鞍手町	鞍手町教育委員会
桂川町	桂川町教育委員会
香春町	香春町教育委員会
糸田町	糸田町教育委員会
福智町	福智町教育委員会
荏田町	荏田町教育委員会
築上町	築上町教育委員会

(3) 法定雇用率2.5%が適用される県などの教育委員会の状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
都道府県等の教育委員会合計	18,492.0	341.5	1.85	119.5	
福岡県教育委員会	18,237.0	335.5	1.84	119.5	
久留米市教育委員会	255.0	6.0	2.35	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、短時間勤務職員である精神障害者については、1人を1カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 独立行政法人等の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
国立大学法人等合計	6,485.0	181.0	2.79	0.0	
国立大学法人 九州大学	5,568.0	156.0	2.80	0.0	
国立大学法人九州工業大学	587.5	16.0	2.72	0.0	
国立大学法人 福岡教育大学	329.5	9.0	2.73	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、労働者総数から除外労働者数を除いた労働者数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、短時間労働者である精神障害者については、1人を1カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(5) 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
地方独立行政法人等合計	4,571.0	118.0	2.58	2.0	
福岡県 住宅供給 公社	106.0	2.0	1.89	0.0	
福岡市住宅供給公社	62.5	3.0	4.80	0.0	
地方独立行政法人 福岡市立病院機構	883.0	23.0	2.60	0.0	
地方独立行政法人 北九州市立病院機構	1,314.0	34.0	2.59	0.0	
地方独立行政法人 大牟田市立病院	366.5	11.0	3.00	0.0	
地方独立行政法人 芦屋中央病院	187.5	5.0	2.67	0.0	
北九州市住宅供給公社	144.5	3.0	2.08	0.0	
公立大学法人 九州歯科大学	162.5	6.0	3.69	0.0	
公立大学法人 北九州市立大学	339.5	6.0	1.77	2.0	
地方独立行政法人くらて病院	245.5	7.0	2.85	0.0	
公立大学法人 福岡県立大学	110.5	3.0	2.71	0.0	
地方独立行政法人 川崎町立病院	71.0	2.0	2.82	0.0	
公立大学法人福岡女子大学	110.5	2.0	1.81	0.0	
福岡北九州高速道路公社	206.0	5.0	2.43	0.0	
地方独立行政法人筑後市立病院	261.5	6.0	2.29	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、労働者総数から除外労働者数を除いた労働者数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、短時間労働者である精神障害者については、1人を1カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。